

第6次鹿部町総合計画 (案)

令和5年3月

鹿 部 町

もくじ

基本構想	1
I はじめに	2
1 計画の構成と期間	2
2 策定にあたって留意したこと	3
II 新しいまちづくりを考えるにあたって	4
1 鹿部町の概況	4
2 市町村を取り巻く動きと、そこから見えるまちづくりの視点	7
3 鹿部町のまちづくりの「課題」と「可能性」	9
III めざすまちの姿	12
1 めざすまちの姿(将来像)	12
2 将来人口の見通し(めざす将来人口)	13
3 基本目標	14
《 計画の体系 》	16
基本計画	19
重点施策	20
I 生きる力を育み、だれもが学べるまち	22
1 社会教育	22
2 文化芸術、文化財	25
3 スポーツ	27
4 学校教育(幼稚園、小中学校)	30
II ともに支えあい、健やかに安心して暮らせるまち	34
1 地域福祉	34
2 保健・健康づくり、医療	36
3 高齢者の福祉	38
4 障がい者の福祉	41
5 子育て支援	44
6 子どもや若者の育成	47
7 食育	49
8 社会保障	51

Ⅲ 安心して住み続けられるまち	53
1 土地利用	53
2 道路、除雪	55
3 公共交通	58
4 住宅、宅地	60
5 上水道	62
6 情報通信	64
Ⅳ 自然と安全を守り続けるまち	66
1 環境共生、自然保護	66
2 公園・広場、緑化	68
3 景観、環境美化	69
4 排水処理、し尿処理	70
5 ごみ処理、リサイクル	71
6 防災	73
7 消防、救急	76
8 交通安全	79
9 防犯、消費者保護	80
Ⅴ 地域の魅力を活力にかえるまち	81
1 漁業	81
2 水産加工業	85
3 農林業	87
4 商工業	90
5 観光、交流	92
6 企業誘致、新たな産業、勤労者対策	95
Ⅵ みんなで知恵と力を出し合い挑戦するまち	97
1 住民活動	97
2 町のPRや移住促進	99
3 男女共同参画	101
4 広報、広聴、住民参加	103
5 行政運営	105
6 財政運営	107
7 広域行政	109

基本構想

I はじめに

鹿部町では、行政運営の総合的な指針となり、町が策定する各種計画の上位計画となる「総合計画」を、10年間を期間として策定し、まちづくりを進めています。

平成25(2013)年度から令和4(2022)年度までを計画期間とした「第5次鹿部町総合計画」が終了するにあたり、新たな「第6次鹿部町総合計画」を策定しました。

1 計画の構成と期間

- 「第6次鹿部町総合計画」の計画期間は、令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの、10年間です。
- 「第6次鹿部町総合計画」は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の、3つで構成しています。本書には、「基本構想」と「基本計画」を掲載しています。
- 「基本構想」には、鹿部町がめざす、まちの姿(将来像)や方向性(政策)、「基本計画」には、まちの姿(将来像)や方向性(政策)を実現するための施策、「実施計画」には施策を進める手段となる事業を掲載しています。

計画の構成と期間

(年度)

令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032

基本構想

令和14(2032)年度までの10年間でめざす町の姿(将来像)や方向性(政策)を位置づけます。

基本計画

令和14(2032)年度までの10年間で取り組む施策を位置づけます。中間年度に見直しを行います。

実施計画

3年分の事業を位置づけます。令和14(2032)年度まで、毎年、向こう3年間分を見直します。

最終年度まで、
毎年見直し

2 策定にあたって留意したこと

この計画は、鹿部町民をはじめ、国や北海道、他の自治体などに、鹿部町がめざすまちづくりを示しています。計画を策定するにあたって留意した点は次のとおりです。

- 「第5次鹿部町総合計画」で取り組んできた内容を検証し、その結果をふまえて、新たな取り組み内容を位置づけています。
- 「第6次鹿部町総合計画」でめざしている方向性や、進めようとしている取り組みを示す際には、できるだけイメージしやすいように努めています。
- 総合計画のほかに、まちづくりに関する計画として、国の法令に基づき、特定の課題に対応した個別の計画があります。個別の計画に位置づけられた施策や事業が、「第6次鹿部町総合計画」とともに着実に行えるよう、個別の計画の内容と整合性を持った計画となっています。
- 鹿部町のまちづくりを示す計画として、行政職員のほかに、住民や民間団体の方など、さまざまな方がこの計画を見ることとなります。難しい用語や表現をなるべく避け、やさしい表現に努めています。また、補足の説明が必要と思われた用語については、用語の解説を示しています。

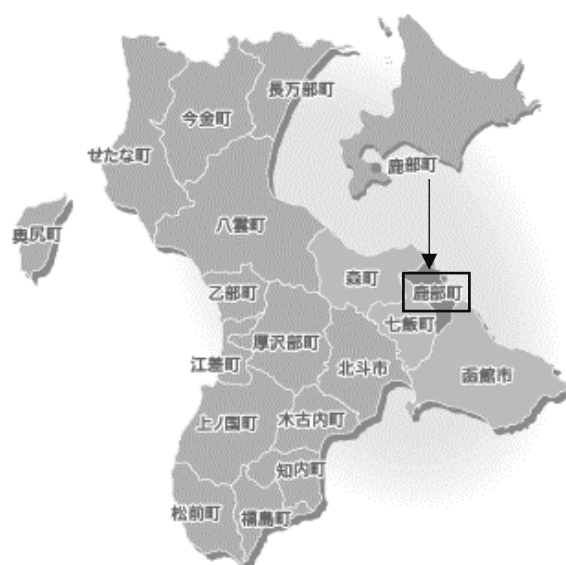
II 新しいまちづくりを考えるにあたって

1 鹿部町の概況

鹿部町は北海道の南端・渡島半島の東部に位置し、東西16.5km、南北19km、面積110.63㎡の、駒ヶ岳山麓の一角に広がる町です。

北東に太平洋内浦湾を望み、南東は中ノ川を境に函館市と、北西はトドメキ川を境に森町と、南西は横津岳山頂を境に七飯町と、それぞれ接しています。

気象は1年を通じて比較的温暖ですが、春と秋の時候が長く、夏は南西の風、冬は北西の風が多いことが特徴です。



アイヌ語「シケルペ(キハダの木がある所)」が町名の「鹿部」の由来です。

元和元(1615)年、陸奥国(むつのくに)南部大潤から司馬宇兵衛が昆布を採るために、この地に移住し、漁場が豊かで比較的温暖なこともあり、その後、移住者が増えました。明治12(1879)年には戸長役場が設置され、同39(1906)年4月、2級町村制を施行し、鹿部村となりました。昭和4(1929)年6月に駒ヶ岳が大噴火し、甚大な被害を受けた鹿部村は、廃村の危機に陥りましたが、村をあげての復興活動により復興を遂げ、昭和58(1983)年の町制施行により、鹿部町が誕生し、現在に至っています。

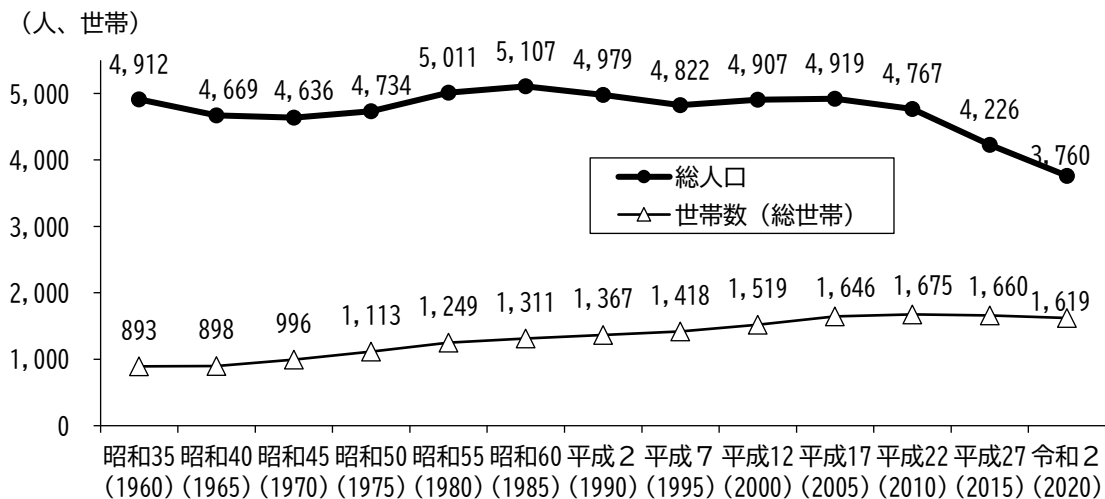
基幹産業が漁業で、町内には大小3つの漁港があります。タコ、カレイ、ホッケが通年水揚げされるほか、サクラマス、昆布、ナマコなど漁も盛んで、特に冬場はタラコの原料スケトウダラ漁と、ホタテの水揚げが盛んです。鹿部川には、放流した鮭が遡上します。

温泉も多く、町内には30箇所以上の泉源があります。大正13(1924)年に温泉掘削中に吹き上げた間歇泉は、全国でも珍しい温泉で、「しかべ間歇泉公園」として整備されています。

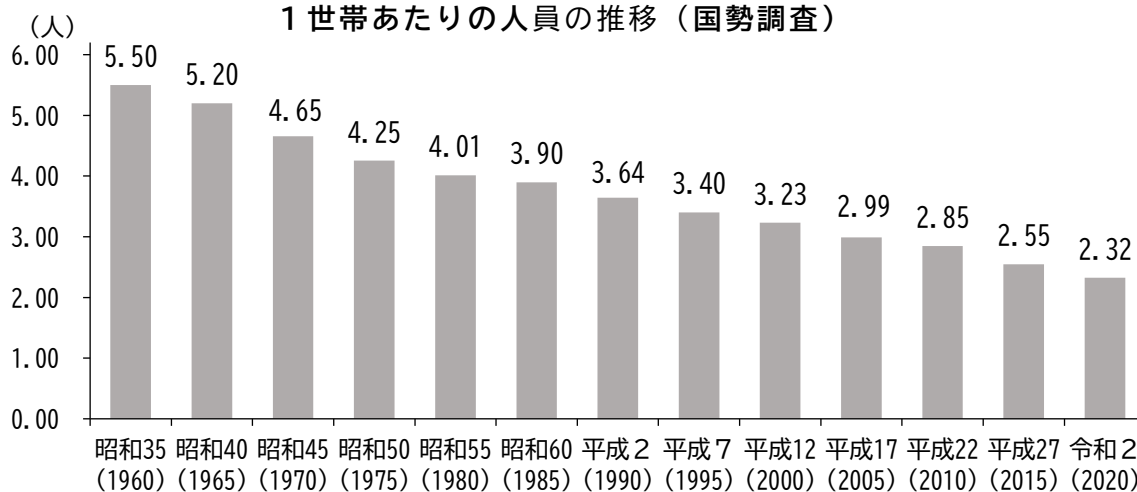
総人口は、昭和60(1985)年の5,107人をピークに減少傾向が続いており、令和2(2020)年国勢調査は3,760人です。世帯数は、増加を続けていましたが、平成22(2010)年の1,675世帯をピークに、減少に転じています。

1世帯あたりの人員は、減少が長期的に続いており、令和2(2020)年国勢調査では2.32人となっています。

総人口と世帯数の推移（国勢調査）

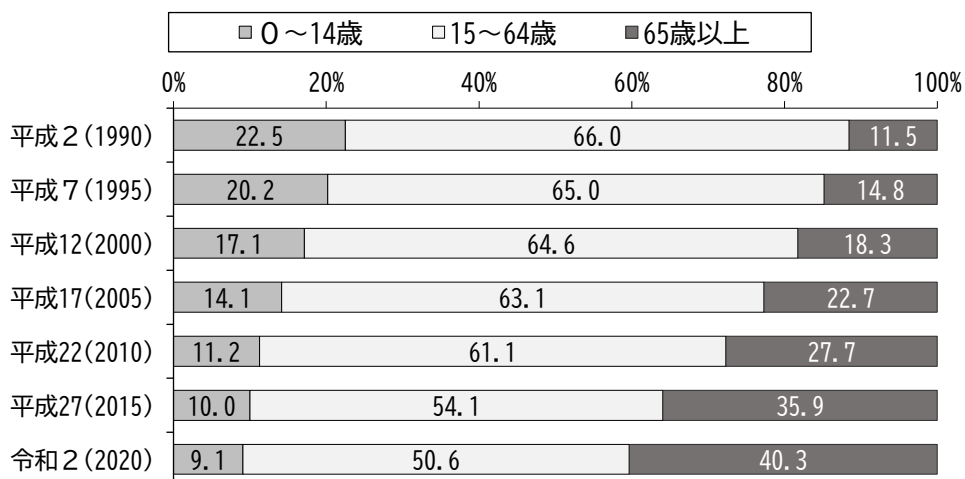


1世帯あたりの人員の推移（国勢調査）



年齢3区分別人口の構成比は、総人口の減少、少子化と高齢化が徐々に進んでおり、0～14歳（年少人口）と15～64歳（生産年齢人口）の割合が低まり、65歳以上（高齢者人口）の割合が高まっています。

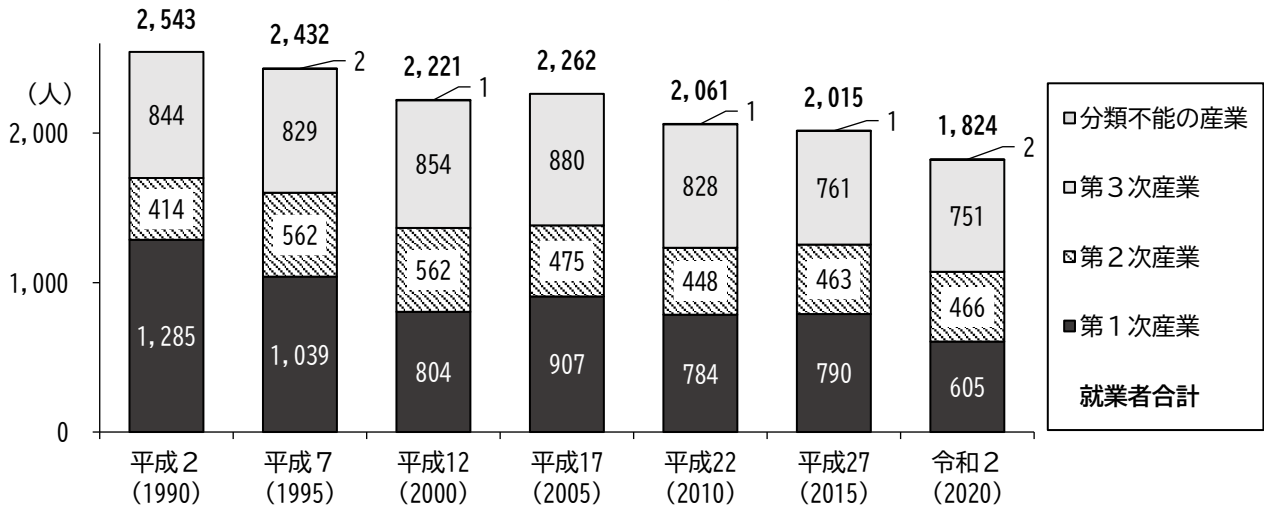
年齢3区分別人口の構成比の推移（国勢調査）



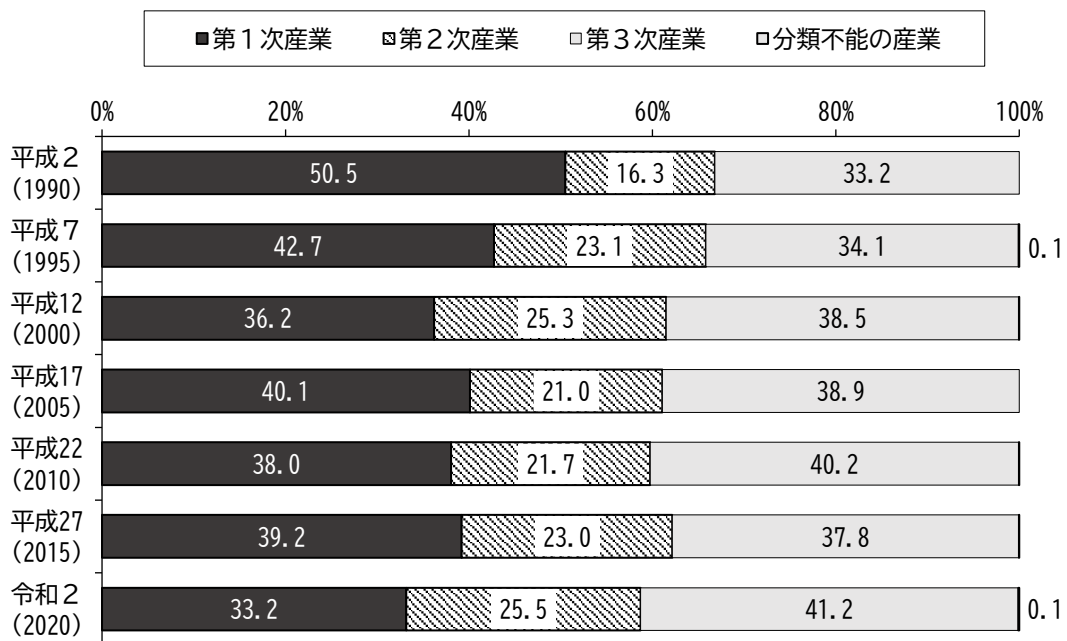
基本構想 II 新しいまちづくりを考えるにあたって

就業者総数は、令和2(2020)年現在1,824人で、第1次産業人口が605人(33.2%)、第2次産業人口が466人(25.5%)、第3次産業人口が751人(41.2%)です。漁業を主とする第1次産業人口が減少し、構成比も縮小しています。

産業3区分別就業者数の推移(国勢調査)



産業3区分別就業者数の構成比の推移(国勢調査)



2 市町村を取り巻く動きと、そこから見えるまちづくりの視点

(1) 歯止めがかからない人口の「減少」「少子化」「高齢化」

【市町村を取り巻く動き】

- 日本の人口は、平成20(2008)年をピークに減少に転じており、令和35(2053)年には1億人を割ると推計されています。
- 合計特殊出生率[※]は、平成17(2005)年に1.26まで落ち込み、上昇も見られましたが、近年は年微減傾向で、令和2(2020)年は1.34です。令和4(2022)年の出生数は80万人を割り、国の想定よりも減少ペースが加速しています。
- 令和18(2036)年には3人に1人、令和47(2065)年には2.6人に1人が65歳以上になると推計されています。

[※]合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものです。数値が2を下回ると、人口減少が進むことになります。

【まちづくりの視点】

- 人口減少や少子化、高齢化が進むと、地域経済の衰退や行政サービスの低下につながり、人口減少や少子化、高齢化がさらに進むことが懸念されています。この負の循環をくい止める必要があります。
- 日本の人口が減る中で、人口減少を前提とした自治体経営、まちづくりのあり方を考える必要があります。

(2) 迫る地球温暖化、気候変動への対応

【市町村を取り巻く動き】

- 人間の活動によって地球温暖化が進んだ結果、気候変動が異常気象を引き起こし、自然生態系や生活環境、農林漁業などへの影響が拡大、深刻化しています。
- 気候変動問題の国際的な枠組み「パリ協定」が令和2(2020)年から本格運用となり、日本は令和32(2050)年までに、温室効果ガスの排出を全体で実質ゼロ(カーボンニュートラル)をめざすと宣言しました。また、環境投資を積極的に行うという「グリーン成長戦略」を掲示し、GX(グリーントランスフォーメーション)[※]の推進めざす企業やゼロカーボンシティを表明する自治体も増えています。

[※]GX：温室効果ガス排出削減に向けた取組を経済成長機会と捉え、排出削減と産業競争力の向上をともにめざすため、経済社会システム全体を変革することです。

【まちづくりの視点】

- 気候変動による影響は、住民生活や地域産業などさまざまな分野に連鎖的に波及するため、地球環境を守るという意識を高め、環境負荷の軽減につながる取り組みを実践していく必要があります。
- 脱炭素化につながる再生可能エネルギー[※]の普及は、変動するエネルギー情勢から住民生活や地域経済を守るためにも、より一層積極的に取り組んでいく必要があります。

[※]再生可能エネルギー：化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に利用できるものを利用したエネルギーで、太陽光、風力、バイオマス、水力、地熱などです。

(3) 実践が求められるSDGs

【市町村を取り巻く動き】

- 世界中で起きている、環境問題、差別・貧困・人権に関する問題などを共通課題とし、令和12(2030)年までに解決していくことをめざした「持続可能な開発目標(SDGs)」に向けた取り組みが進んでいます。

【まちづくりの視点】

- まちづくり施策の目的をSDGsの観点で再認識し、取り組む視点として意識し進めていくとともに、これまであまり意識していなかった観点については、必要性を地域で理解し、達成に向けた取り組みを普及していくことが重要です。
- SDGs全体の理念である「誰一人取り残さない」という考え方や、多様性を尊重しながら、まちづくりを進めていくことが重要です。

(4) 急速に広がるDX

【市町村を取り巻く動き】

- デジタル技術が進展するなか、デジタル技術によって効率をあげるだけでなく、人々の生活をより良く変革させる「DX(デジタルトランスフォーメーション)」が、さまざまな業種や分野で推進されています。

【まちづくりの視点】

- 住民生活を便利にするだけでなく、産業振興や経済活性化をはじめ、各自治体が持つ地域課題の克服のためにDXを推進していくことが重要です。
- DXが推進されることで、デジタル技術に馴染みがない年代や、使いこなすことが難しい人たちが取り残されないようにすることも重要です。

(5) ますます高まる「安全」への意識

【市町村を取り巻く動き】

- 日本各地で、地震や津波、火山噴火といった自然災害に加え、大雨や強風、大雪などによる被害も増えており、災害に備える意識や必要性が高まっています。
- 世界の国や地域がお互いに影響を与え合うグローバル社会となった今日、新型コロナウイルス感染症の拡大、世界各地で発生する紛争などにより、危機管理や安全保障について再認識させられることが増えています。

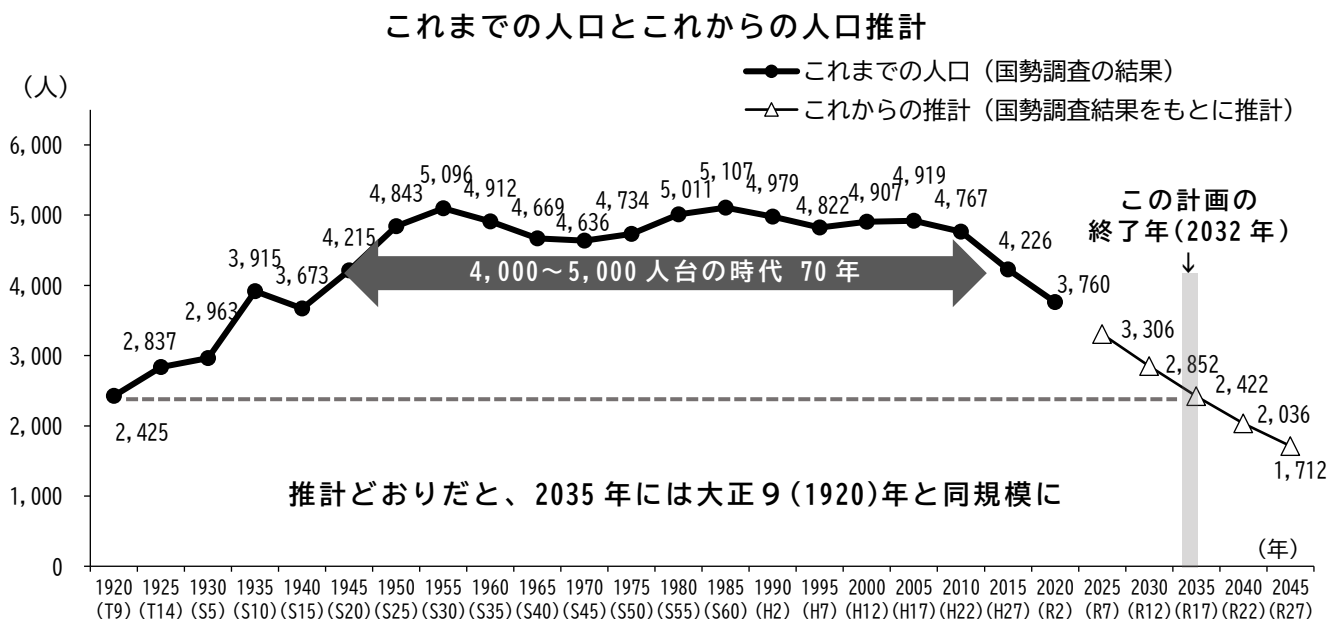
【まちづくりの視点】

- 災害・緊急時の対応はもちろん、平常時から、起こり得る災害や緊急事態を想定し、対策を講じておくことが自治体に求められています。
- 食の安全、地域生活の安全など、安全を求める意識はますます高まっており、「安全なまち」につながる取り組みを、引き続き進めていくことが重要です。

3 鹿部町のまちづくりの「課題」と「可能性」

課題1 急激な人口減少にどう対応していくか

昭和20(1945)年の国勢調査で4,000人をこえた本町は、その後、平成27(2015)年まで、同様の人口規模が継続していましたが、令和2(2020)年の国勢調査で3,000人台となりました。この人口減少傾向は今後も続くことが予測されており、計画期間が終了する10年後には、3,000人を下回るという推計が示されています。



➡急速な人口減少を抑制するため、移住をはじめ、新たな人の流れや地域経済を生み出す取り組みが全国で行われており、本町においても、A級グルメ※を軸とした取り組みなどを行っています。今後も、官民の連携をより一層深め、人口減少抑制対策により一層取り組んでいくことが必要です。また、人口の減少は住民生活や地域産業に欠かせない人材の減少にもつながるため、多様な人材の育成を応援していくことが必要です。

※A級グルメ：本当に美味しいものは地域にあって、その美味しさを本当に知っているのは地域に暮らす人々で、彼らが誇りをもってつくる食はA級と呼ぶべきで、それは永久に残していくべきで、地域ならではの食を守り、それを通して地域に人を呼び込み、地域の誇りにつなげるまちづくりの取り組みです。

➡人口規模の変化に応じて、まちづくり事業や施設、基盤などを見直し、「選択と集中」を進めていくことで、住民の日常生活の利便性や自治体経営の効率化を図っていくことが必要です。その一方で、小規模な人口だからこそ、取り組みやすいこともあり、「小さなまち」であることをマイナスと捉えるばかりではなく、強みとして捉え、挑戦していくことも重要です。

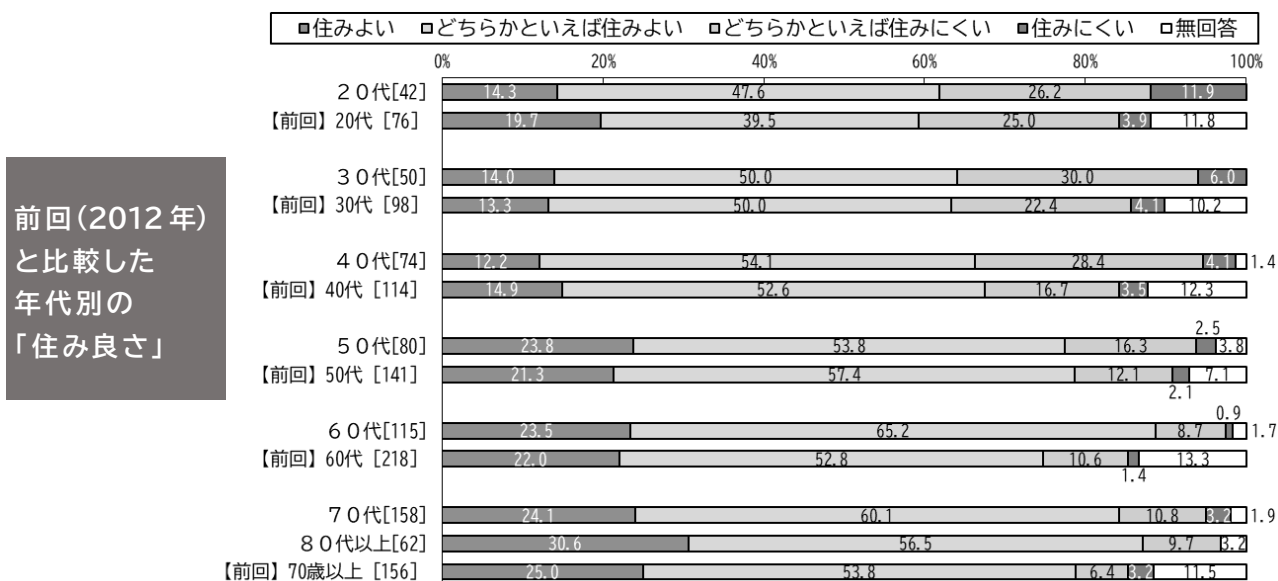
課題2 定住の意識をどう高めていくか

本町では、年少人口（14歳未満）の転出が転入を上回る状態が続いています。子育て世帯の転出超過は、少子化の加速化にもつながっています。

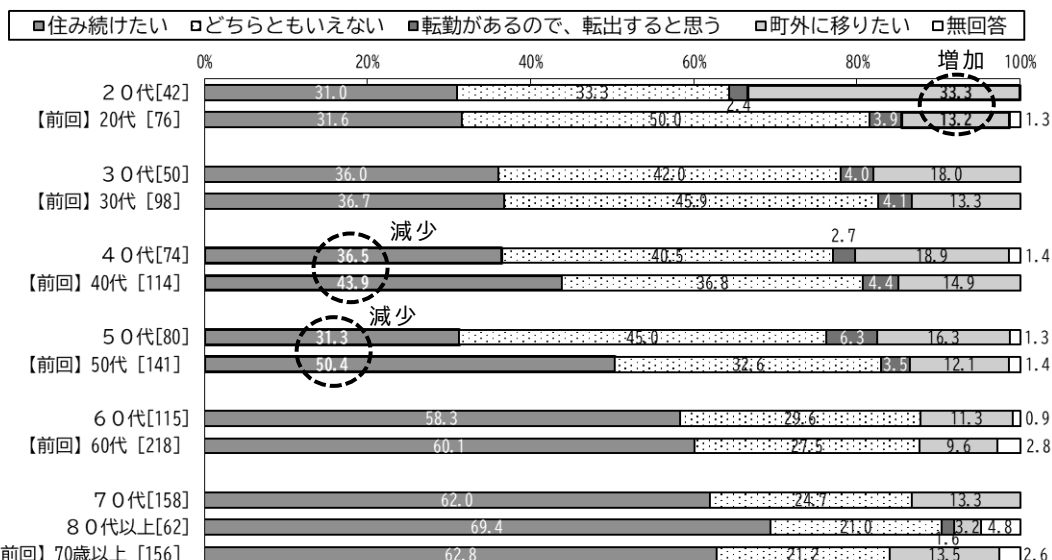
町民アンケートで「住み良い」と回答した割合は、10年前と比べて大きな差はありませんが、「住み続けたい」と回答した割合は、40代・50代で減少しています。子育てや産業を中心的に担う40代・50代の転出が増えると、人口流出や労働力不足が加速することが懸念されます。20代は10年前と比べて「町外に移りたい」が増えており、中学生も「住み良さ」の評価は高いものの、定住意向は「どちらともいえない」が多くを占めます。卒業後の進路や就業を考えると「住み続けたい」と断言できない状況を抱えていると思われます。

- ➡住み良いと思っている人たちが、希望どおり住み続けられるために不足していることを、ライフステージごとに見極め、切れ目なく、効果的に補っていくことが必要です。
- ➡町民アンケートでは、40代は「町政に参加したい」という意識は他の年代に比べて高くなっています。子どもや、子育てや仕事が忙しい若い世代からも、日頃から積極的に声を聞くとともに、まちづくりに関わってもらえるよう参加を促すことが必要です。

町民アンケートの結果（今回と前回の比較）



前回（2012年）と比較した年代別の「住み良さ」



前回（2012年）と比較した年代別の「定住意向」

課題3 多様化する災害への意識をどう高めていくか

本町は、駒ヶ岳の噴火により甚大な被害を受けた歴史を持つ町であり、火山災害の危機を常に意識した防災対策を進めています。

また、市街地のそばに太平洋内浦湾が広がっていますが、令和3(2021)年度に北海道から公表された津波予測は最大11.9mと、以前より高くなりました。

そのほか、近年全国で多発している大雨、強風、大雪などによる自然災害が、本町においても今後増加することが懸念されます。

- ➡10年前の町民アンケートと比べて、防災体制への重要度は低くなっていますが、人口減少や高齢化が進み、「自助・共助・公助」による防災活動が段々としづらくなっていくことが懸念されます。駒ヶ岳噴火の教訓、各地で発生する災害からの教訓を再認識し、地域防災への意識を町全体で高めていくことが必要です。

可能性1 守られてきた地域資源をいかし、次代に継承する

人口の規模や住民の暮らしぶり、地域経済状況の変化はあっても、駒ヶ岳を望む「海と温泉(いでゆ)のまち」であることは変わらず、大切に守られ、今日に至っています。

持続可能な環境を保全するため、経済や生活のあり方が再認識されるなか、本町がこれまで継承してきた自然環境や地域資源の価値が見直され、活用を望む声が高まっています。これまで、あまり取り組まれていなかった農業や、活用が限定的であった温泉(熱)の利用も、さまざまな技術が進化するなか、挑戦できる可能性が高まっています。

- ➡本町は、地域の資源を守り、いかすことで、経済力を高め、地域経済が潤う流れをつくる「地域循環型経済」をめざしています。推進の原動力となる地域資源の保全や活用を、より幅広い視点から考え、取り組んでいくことで、地域循環型経済を着実に定着させ、次代に継承していくことが必要です。

可能性2 コンパクトで人口が小規模であることをいかす

面積が広い自治体が北海道内には多いなか、本町の面積は、北海道の中では比較的コンパクト(179市町村中159番目)です。生活に必要な基盤を整備・管理しやすいという利点を持っています。

人口についても、少なさゆえの利点もあり、地域での助け合い、気遣い、子どもの見守りなど、都市部では見るのが難しい光景を見ることができます。

- ➡「コンパクトなまち」ならではの土地利用、基盤管理などをさらに進め、住民生活の利便性や行政運営の費用対効果をより一層高めていくことが必要です。
- ➡全国で、子育て、教育、学びやスポーツなどを幅広い世代で取り組むことが求められているなか、住民相互、町と住民との距離の近さをいかしながら、取り組みを進めていくことが必要です。一方、デジタル技術をまちづくりで積極的に活用する「デジタルファースト宣言」を行っている町として、地域のつながりに頼るだけでなく、デジタル技術など新たな技術も活用し、人と情報、どちらにもつながりやすいまちづくりを進めることが必要です。

Ⅲ めぎすまちの姿

1 めぎすまちの姿(将来像)

本計画を進めるうえでめぎす、「まちの姿」と「まちづくり」を、次のように定めます。

きらめく海・駒ヶ岳 うるおいの湯郷

笑顔あふれ 光り輝くまちづくり

きらめく海・駒ヶ岳 うるおいの湯郷

いつまでも美しく様々な恵みを町民に与えてくれる噴火湾や、まちを見守る駒ヶ岳は、鹿部のシンボルであり、誇りです。また、大地の恵み・温泉は、代々受け継がれ、鹿部の魅力となっています。

噴火湾や駒ヶ岳、温泉に代表される、鹿部の誇りや魅力を共有し、次世代へ継承していきたいという願いを込めて、「きらめく海・駒ヶ岳 うるおいの湯郷」で表現したまちの姿を、この計画でもめぎす姿として継承します。

笑顔あふれ 光り輝くまちづくり

鹿部町に住む人の年齢や価値観、暮らし方などはさまざまですが、日々の生活を幸せに過ごしたいという願いは同じです。幸せを感じながら、笑顔で住み続ける人が多く見られるまちづくりをめざします。

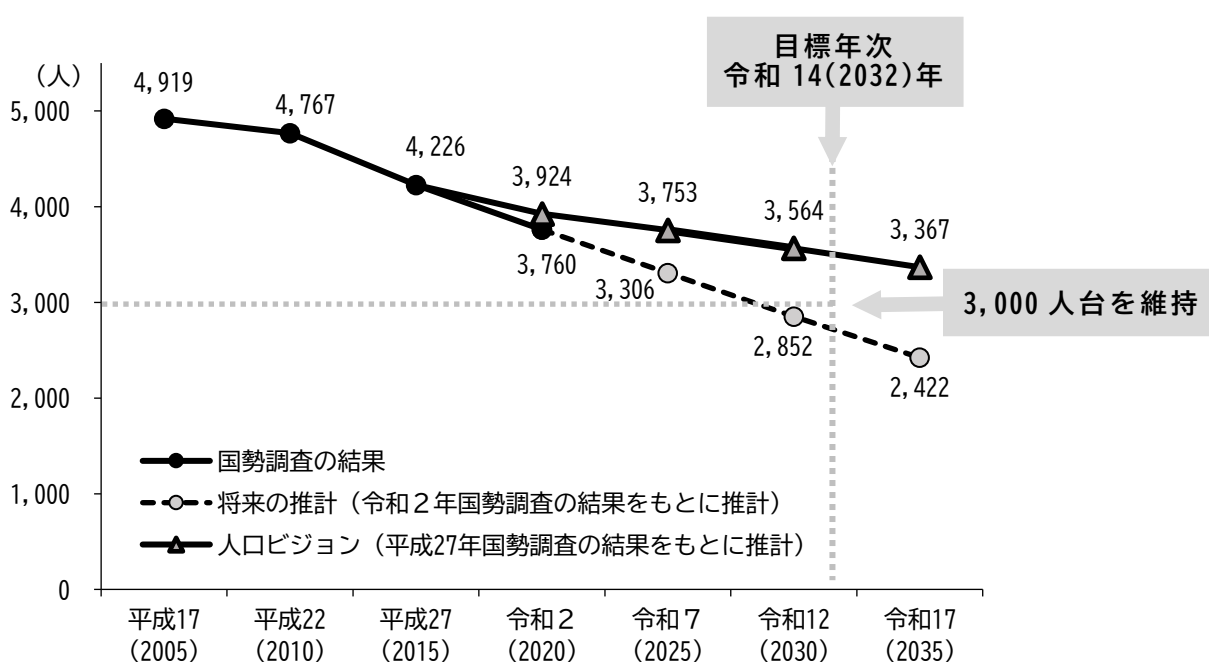
また、鹿部町を訪れる人達には、笑顔で暮らしている住民を見て、また来たい、住んでみたいという気持ちや行動がうまれるまちづくりをめざします。

2 将来人口の見通し(めざす将来人口)

国勢調査における、最新の人口は3,760人(令和2年国勢調査の実績)です。

この数値をもとに人口推計を行った結果、第6次総合計画の目標年次(計画期間の最終年度)である令和14(2032)年は、3,000人台を下回る推計となります。一方、本町の「人口ビジョン^{※1}」における令和14(2032)年の人口は、3,500人前後^{※2}です。

「第6次鹿部町総合計画」では、現在住んでいる人たちが住み続けられるまちづくりとともに、鹿部町に戻って来る人や、新たに住む場所として選ぶ人が増えるための取り組みをより一層積極的に進め、人口減少を抑制することで、目標年次である令和14(2032)年時点で、3,000人台を維持することをめざします。



※1 人口ビジョン：人口急減・超高齢化という日本が直面する課題に対応するため、国が、都道府県と市町村に対し、平成27(2015)年度中に「人口ビジョン」と「総合戦略」を策定することを要請したことを受け、策定したものです。人口減少を抑制しながらめざす数値を示しています。

※2 3,500人前後：人口ビジョンで示している令和12(2030)年の3,564人と、令和17(2035)年の3,367人をもとに按分で計算すると、3,485人となります。

3 基本目標

町がめぎす「まちの姿」と「まちづくり」を実現させるために、まちづくりの各分野（基本計画）で取り組むうえでの6つの「基本目標」を、次のように定めます。

基本目標1 生きる力を育み、だれもが学べるまち

学びやスポーツ、さまざまな活動を通して、変化する社会をたくましく生き抜く力や、思いやりや感動が持てる豊かな心が育ち、さらには、地域づくりや仲間づくりがより活発に行われるまちをめざします。

基本計画 での項目	1 社会教育	2 文化芸術、文化財
	3 スポーツ	4 学校教育（幼稚園、小中学校）

基本目標2 とともに支えあい、健やかに安心して暮らせるまち

人生100年時代を、心身ともに健やかに過ごせるまちをめざします。

また、一人一人の気持ちや、住民同士のつながりや支え合い、見守りなどを大切にしつつ、求められる支援に応じながら、だれもが安心して生活できるまちをめざします。

基本計画 での項目	1 地域福祉	2 保健・健康づくり、医療
	3 高齢者の福祉	4 障がい者の福祉
	5 子育て支援	6 子どもや若者の育成
	7 食育	8 社会保障

基本目標3 安心して住み続けられるまち

立地や自然環境、交通など限られた条件の中でも、機能性の向上や長寿命化、デジタル化などを進めながら、年齢を重ねても、安心して住み続けることができる生活の場があるまちをめざします。

基本計画 での項目	1 土地利用	2 道路、除雪	3 公共交通
	4 住宅、宅地	5 上水道	6 情報通信

基本目標 4 自然と安全を守り続けるまち

先代から受け継いできた豊かな自然を守り、育てていくために、自然の大切さをみんなで共有しながら、環境への負荷が少ない生活・まちづくりをめざします。

また、住民の生命や生活を、事故や事件、災害などから守ることができるまちづくりを進めます。

基本計画 での項目	1 環境共生、自然保護	2 公園・広場、緑化
	3 景観、環境美化	4 排水処理、し尿処理
	5 ごみ処理、リサイクル	6 防災
	7 消防、救急	8 交通安全
	9 防犯、消費者保護	

基本目標 5 地域の魅力を活力にかえるまち

基幹産業である漁業をはじめ、地域経済を支える各種産業が、力強く経済活動を行っていくことができるまちをめざします。

また、海と温泉(いでゆ)のまちとして、その魅力をより積極的に町内外に伝えることで、地域の活力がより一層みなぎるまちをめざします。

基本計画 での項目	1 漁業	2 水産加工業	3 農林業
	4 商工業	5 観光、交流	
	6 企業誘致、新たな産業、勤労者対策		

基本目標 6 みんなで知恵と力を出し合い挑戦するまち

多様な世代、価値観の住民がいる中で、同じ鹿部町民として、より良いまちをともにめざし、活動したり協力したりする人が多くみられるまちをめざします。

また、より良い行財政運営をめざす行政と、協働で後押しする住民がともに知恵と力を出し合い、これからも挑戦し続けるまちをめざします。

基本計画 での項目	1 住民活動	2 町のPRや移住促進
	3 男女共同参画	4 広報、広聴、住民参加
	5 行政運営	6 財政運営
	7 広域行政	

《 計画の体系 》

1ページのみから
見開き2ページに
変更

将来像

きらめく^{うみ}海・^{やま}駒ヶ岳
うるおいの^{さと}湯郷

笑顔あふれ
光り輝くまちづくり

重点施策

- 子育て負担ゼロへの挑戦
- 人口減少対策の推進
- 地域循環型経済の構築

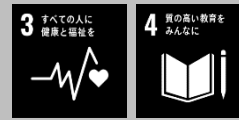
基本目標

- I 生きる力を育み、
だれもが学べるまち
- II ともに支えあい、
健やかに安心して
暮らせるまち
- III 安心して
住み続けられるまち
- IV 自然と安全を
守り続けるまち
- V 地域の魅力を
活力にかえるまち
- VI みんなで
知恵と力を出し合い
挑戦するまち

基本計画での項目

関わりの深いSDGsのゴール

- 1 社会教育
- 2 文化芸術、文化財
- 3 スポーツ
- 4 学校教育（幼稚園、小中学校）



- 1 地域福祉
- 2 保健・健康づくり、医療
- 3 高齢者の福祉
- 4 障がい者の福祉
- 5 子育て支援
- 6 子どもや若者の育成
- 7 食育
- 8 社会保障



- 1 土地利用
- 2 道路、除雪
- 3 公共交通
- 4 住宅、宅地
- 5 上水道
- 6 情報通信



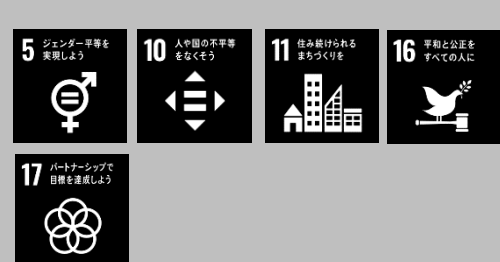
- 1 環境共生、自然保護
- 2 公園・広場、緑化
- 3 景観、環境美化
- 4 排水処理、し尿処理
- 5 ごみ処理、リサイクル
- 6 防災
- 7 消防、救急
- 8 交通安全
- 9 防犯、消費者保護



- 1 漁業
- 2 水産加工業
- 3 農林業
- 4 商工業
- 5 観光、交流
- 6 企業誘致、新たな産業、勤労者対策



- 1 住民活動
- 2 町のPRや移住促進
- 3 男女共同参画
- 4 広報、広聴、住民参加
- 5 行政運営
- 6 財政運営
- 7 広域行政



頁全体を追加

SDGsの17のゴール

SDGsは、これら社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17のゴールを、統合的に解決しながら、持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。

ロゴ	目標の説明	ロゴ	目標の説明
	目標 1 [貧困] あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる		目標 2 [飢餓] 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	目標 3 [保健] あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		目標 4 [教育] すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	目標 5 [ジェンダー] ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う		目標 6 [水・衛生] すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	目標 7 [エネルギー] すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		目標 8 [経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	目標 9 [インフラ、産業化、イノベーション] 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		目標 10 [不平等] 国内及び各国家間の不平等を是正する
	目標 11 [持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する		目標 12 [持続可能な消費と生産] 持続可能な消費生産形態を確保する
	目標 13 [気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる		目標 14 [海洋資源] 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	目標 15 [陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		目標 16 [平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標 17 [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

〔外務省パンフレットより〕

基本計画

重点施策

本計画は、『きらめく海・駒ヶ岳 うるおいの湯郷 ～笑顔あふれ 光り輝くまちづくり～』をめざすことを「基本構想」で示し、「基本計画」で取組内容(施策)を示しています。

取組内容は、まちづくりの各分野に及びますが、この計画の中で、特に力を入れて進めていくものは何かを、「重点施策」として、3つのテーマに沿って、示すこととします。

子育て負担ゼロへの挑戦

子育てを町全体で応援するために、新たに開設する認定こども園と連携した子育て支援サービスの充実や、経済的な負担のさらなる軽減、進学・就職時の支援に加えて、町へのUターンを促進する、大人になるまでの切れ目のない支援を行います。

1 認定こども園と連携した子育て支援サービスの充実

公私連携に基づき、令和7年度から、認定こども園とともに、地域の実情に応じた子育て支援サービスを充実させます。

2 子育てにかかる費用の無償化や助成の拡大

すでに町独自で行っている主な無償化・負担軽減事業に加えて、新たな完全無償化や中学校卒業後の進学・就職時の支援、Uターン支援を行います。

(新たな無償化や助成)

- 認定こども園保育料の完全無償化
- 幼稚園(認定こども園)、小学校、中学校の給食費の完全無償化
- 学童保育所の利用料の助成
- 幼稚園、小学校、中学校の教具を完全無償化
- 小学校、中学校の宿泊研修・修学旅行に関する保護者負担の完全無償化
- 中学校入学時に用意する制服・ジャージの購入費の完全無償化

3 ライフステージに応じた給付

中学卒業後も、子どもたちのライフステージ(成長段階)に応じて、進学や就職、鹿部町に戻って来る際の助成を行います。

(新たな助成)

- 高校生の通学、下宿等の経費の助成
- 高校、大学を卒業した子どもがUターンする際、返還免除となる給付型奨学金の創設

人口減少対策の推進

「だれひとり取り残さない、町民の皆さんの幸せが実現できる」デジタル化によるまちづくりを進めることで、住みづらさの解消に努めながら、移住定住をより一層促進させます。

1 住み良さにつながるDXの推進

窓口業務のデジタル化や申請の電子化などを進め、手続きなどにかかる住民の負担を軽減させます。

また、自治体の人手不足により住民サービスの低下が起これないように、デジタル化により庁内業務の効率化をより一層進めます。

- マイナンバーカードを利用した電子申請やオンラインによる本人確認など関係機関と一緒に事務事業の効率化
- 窓口業務用タブレットの整備
- 窓口で受け付ける申請などの電子化
- 書類のペーパーレス化
- 電子決済の導入（ハンコのデジタル化）

2 移住定住の推進

地域住民の、町への愛着や関心を高めながら、鹿部町の魅力や特性を積極的に発信することで、移住や定住をより一層推進します。

- （仮称）移住定住促進協議会の設置
- 空家改修等支援制度の創設
- 観光情報やふるさと納税のつながりなどを通じた鹿部町の魅力の発信
- 民間企業と地域づくり・まちづくりの推進に関する協定の締結

地域循環型経済の構築

『本当に美味しいものは地域にあり、美味しさを本当に知っているのは住民で、住民が誇りを持ってつくる食はA級であり、永久に残さなければならない』という A 級グルメ構想の理念、『A級グルメを食べられる、買うことができるまちをめざす』という産業連携ビジョンの基本理念、また、地域産業の発展に欠かせない産業振興を支援していく鹿部町産業振興基本条例に基づき、地域の資源を守り、いかすことで、経済力を高め、地域経済が潤う流れをつくる「地域循環型経済の構築」をめざす取り組みを進めます。

- 地域おこし協力隊制度を活用した、鹿部に根差した人材の育成
- 鹿部にある地域資源を活用した商品開発（加工、出品販売など）
- 町外での鹿部商品の販売の促進
- 鹿部産食材を活かした料理教室などの開催
- 地域の資源を守り、いかす起業家や担い手の育成、事業継承や新規創業の支援

I 生きる力を育み、だれもが学べるまち

1 社会教育

めざす方向、姿

人生100年時代を迎える中、住民が生涯を通じて学び続けられる環境をつくり、学びを通じた人づくり・地域づくりにつながる社会教育を推進します。

指標

指標名	現状:2022年度現在	中間年:2027年度	最終年:2032年度
講座・社会教育事業の年間参加者数(延)	448人	610人	530人
社会教育施設の年間利用者数(延)	17,100人	15,200人	13,500人

関連する個別計画など

- 教育大綱（2021年度～2023年度）
- 子ども読書推進計画（2020年度～2024年度）

取り組むこと【施策】

- (1) 学習ニーズや地域課題をふまえた学びの機会を提供するとともに、様々な学びの情報を発信します。
- (2) 学習活動を推進する人材を発掘・育成するとともに、つながりづくりを支援します。
- (3) 学習活動の拠点となる施設づくりを進めます。
- (4) 読書活動を推進するとともに、利用しやすい図書室づくりを進めます。

(1) 学習ニーズや地域課題をふまえた学びの機会を提供するとともに、様々な学びの情報を発信します。

- 役場各課や関係機関と連携し、地域課題をふまえた学習を取り入れることに努めています。また、事業参加者へのアンケート調査等を通して学習ニーズを把握し、その後の学習内容に反映させています。
 - ➡学びの成果が住民生活やまちづくりに活かされることを意識し、幅広いテーマから学習内容を選んでいくことが必要です。
 - ➡学習者のライフステージや多様性に応じた学習方法を提供することが必要です。
 - ➡学びの成果を活かすことのできる仕組みや環境が必要です。
- 学習に関する情報は、広報しかべや防災行政無線、ホームページ、ポスターなどで周知しています。
 - ➡デジタル機器やSNS等の活用など、多様な媒体による情報発信に努め、必要な情報を届けるとともに、相談の機会を充実することが必要です。
 - ➡行政からの学習機会の提供にとどまらず、地域おこし協力隊を含む地域住民

や民間企業、関係機関との連携のもと学習情報を幅広く収集・周知し、学習活動に積極的ではない住民にも参加を促していくことが重要です。

【施策】を進める内容

- ①地域課題や学習ニーズを踏まえた学習機会の提供
- ②学習者のライフステージや多様性に応じた学習方法の提供
- ③学びの成果を活かすことへの支援
- ④生涯学習に関する情報収集、発信

(2) 学習活動を推進する人材を発掘・育成するとともに、つながりづくりを支援します。

- 公民館講座やしかべっ子教室など、学習内容に合わせて様々な方に運営協力を依頼しています。事業を実施する上で連携・協働することは、学習活動の幅を広げ、地域の教育力の向上につながります。
 - ➔学習活動をコーディネートする社会教育主事等の育成・確保が必要です。
 - ➔様々な学習活動を支え、推進する人材を発掘・育成することが必要です。また、そうした人材をつなげ、活動や関係性を広げていくことが重要です。
 - ➔学習活動を通じて、世代間交流や住民の主体的な地域活動の促進が図られるようコーディネートしていくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①学習活動をコーディネートする専門職の確保
- ②学習活動を担い支える人材の発掘・育成、つながりづくり

(3) 学習活動の拠点となる施設づくりを進めます。

- 社会教育施設として、大ホールや会議室、調理実習室、図書室などを備えた中央公民館があります。設備の老朽化や故障により、講座の開催など学習活動に支障をきたす場合があります。
 - ➔「みんなの公民館」として、住民から愛され、使いやすく、人が集まる施設となるよう、機器の更新や設備の修繕を進めていくことが必要です。
 - ➔障がいのある人を含む、あらゆる人の学習活動を促進支援するため、施設のバリアフリー化や合理的配慮など、環境を整備していくことが必要です。
- フリーWi-Fiの整備やデジタル機器の導入など、オンラインを活用した学習機会を提供するための環境整備を進めています。
 - ➔学習者のライフステージや多様性に応じた学習方法を提供するため、デジタル技術やオンラインを活用した学習環境を充実していく必要があります。

【施策】を進める内容

- ①多様な学習の拠点としての中央公民館の機能向上
- ②中央公民館の維持管理、利便性の向上

(4) 読書活動を支援するとともに、利用しやすい図書室づくりを進めます。

- 町内には中央公民館に図書室があります。利用状況は、大人は横ばい、子どもは減少傾向ですが、北海道立図書館はじめ、他の公共図書館との連携も図り、利用者の利便性の向上に努めています。
 - ➡読書により一層親しんでもらえる環境づくりや活動を促進していくことが必要です。
 - ➡読書だけでなく、町のことなど様々な情報を得られる場として図書室が利用されるように機能を高めていくことが必要です。
 - ➡学校の図書室と連携した環境整備を図り、子どもの読書環境を充実させることが必要です。

【施策】を進める内容

- ①生涯にわたる読書活動の推進
- ②図書室の充実（資料の充実、配架・運営の工夫、情報発信など）
- ③学校図書館との連携

2 文化芸術、文化財

めざす方向、姿

他市町村や関係機関と連携し、文化芸術にふれる機会を設けるなど、住民が心の豊かさを実感できる環境づくりに努めます

指標

指標名	現状:2022年度現在	中間年:2027年度	最終年:2032年度
文化・芸術事業の年間参加者数	80人	270人	240人

関連する個別計画など

■教育大綱（2021年度～2023年度）

取り組むこと【施策】

- (1) イベントや情報発信を行い、文化芸術に接する機会を提供します。
- (2) 活動しやすい環境をつくり、文化芸術活動を支援します。
- (3) 文化財や郷土資料、郷土芸能を保存・継承し、活用します。

(1) イベントや情報発信を行い、文化芸術に接する機会を提供します。

- 町主催で文化芸術に関するイベントを開催しています。広報しかべや防災行政無線、各種新聞等を通じて開催の周知に努めていますが、来場者が一部に限られている状況です。
 - ➡デジタル機器やSNS等を活用し、これまで以上に幅広い情報発信に努めることが必要です。
 - ➡施設の設備の都合で開催内容は限られますが、文化を直接鑑賞・体験する機会の提供に努めることが重要です。
- 文化芸術活動の発表、交流の場として文化祭が開催されているほか、道民芸術祭など町外での活動や発表に関する情報提供を行っています。
 - ➡オンラインの活用推進など、気軽に文化に接することができる環境を整備することが必要です。

【施策】を進める内容

- ①文化芸術に関する情報収集、発信
- ②文化芸術を直接鑑賞したり、体験できる機会の提供
- ③文化芸術活動を発表したり、交流できる機会の提供

(2) 活動しやすい環境づくり、文化芸術活動を支援します。

- 文化協会の加盟者数が減少傾向にあります。加盟せずに活動している団体があるなど、活動方法のニーズが多様化してきています。

- ➔それぞれの文化活動が制限されないよう環境を整備する一方、各文化団体の交流を図る上で中心的役割を担う文化協会を継続して支援していくことが重要です。
- ➔文化活動を担う人材、支える人材の発掘・育成が必要です。また、障がいのある人を含む、あらゆる人の文化芸術活動を促進することが重要です。
- 中央公民館に展示スペースがあり、文化祭以外でも文化芸術活動の作品などを展示することができます。また、文化団体が主催する舞台発表会等の運営をサポートしています。
- ➔定期的な展示交換を行うなど文化団体等が利用しやすい環境を引き続き提供することが必要です。また、デジタル技術を用いた表現やオンラインを活用した発表など、新しい文化芸術活動の機会を充実していく必要があります。
- ➔施設のバリアフリー化や合理的配慮の提供など、環境を整備していくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①各種団体や住民の文化芸術活動の支援
- ②地域おこし協力隊をはじめとする関係機関との連携強化、文化活動を担い支える人材の発掘・育成
- ③文化活動の拠点としての中央公民館の環境整備

(3) 文化財や郷土資料、郷土芸能を保存・継承し、活用します。

- 町内には6つの埋蔵文化財包蔵地があり、北海道と連携し保全しています。
 - ➔今後も北海道と連携し、埋蔵文化財の保全を図ることが必要です。
- 出土した文化財以外に、漁師の生活用具など古い郷土資料を展示するためのスペース等がないため、保管している状況です。
 - ➔既存の公共施設の活用やデジタル技術を用いた展示などし、文化財や郷土資料の展示を検討することが必要です。
- 「鹿部町史」は、平成6（1994）年に発刊後、平成29（2017）年に「鹿部町編年表史」を発行しています。
 - ➔「鹿部町編年表史」の更新に向けて情報収集や資料整理等を進めることが必要です。
- 町内には郷土芸能として「大岩奴ッ子振り」があり、保存団体によって継承されていますが、構成員の高齢化が進んでいます。
 - ➔「大岩奴ッ子振り」を演じる人や動画などを次代に継承していくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①文化財や郷土資料の紹介、展示方法等の検討
- ②縄文遺跡やアイヌ文化等の情報発信、学習機会の提供
- ③町史の編纂に向けた情報収集・資料整理
- ④郷土芸能の継承

3 スポーツ

めざす方向、姿

スポーツを「する」「みる」「ささえる」「しる」という視点で、だれもが生涯にわたって日常的にスポーツに親しみ、スポーツを通じてつながることができる機会の拡充に努め、住民の心と身体の健康を図ります。

指標

指標名	現状：2022年度現在	中間年：2027年度	最終年：2032年度
体育施設の年間利用者数	57,079人	50,000人	43,500人
スポーツ教室等の年間参加者数(延べ)	943人	1,000人	880人

関連する個別計画など

- 教育大綱（2021年度～2023年度）

取り組むこと【施策】

- (1) スポーツを「する」「みる」「しる」機会を提供します。
- (2) スポーツ選手を応援し、「ささえる」基盤を整えます。
- (3) スポーツ活動を推進する人材を発掘・育成し、主体的な活動やつながりづくりを支援します
- (4) スポーツ活動の拠点として、多くの住民のスポーツ活動を促す施設づくりを進めます。

(1) スポーツを「する」「みる」「しる」機会を提供します。

- 子どもから高齢者まで各世代を対象としたスポーツ教室やスポーツ大会を開催しています。
 - ➔関係機関との連携のもと、幅広い年代の住民がいろいろなスポーツを知り、体験する機会をつくるのが重要です。また、普段スポーツをしていない人がスポーツに興味を持ち、始めることができるきっかけや環境をつくるのが必要です。
 - ➔健康づくりや栄養管理などを推進する部署や関係機関との連携が重要です。
 - ➔住民のライフステージや多様性に応じたスポーツ活動を支援することが重要です。
- スポーツに関する情報は、広報しかべや防災行政無線、ホームページ、ポスターなどで周知しています。
 - ➔デジタル機器やSNS等の活用など、多様な媒体による情報発信に努め、必要な情報を届けるとともに、相談の機会を充実することが必要です。
 - ➔地域おこし協力隊を含む地域住民や民間企業、関係機関との連携のもと情報を幅広く収集・周知していくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①スポーツ教室やスポーツ観戦などスポーツへの関心を高める機会の提供
- ②保健分野と連携した取組の推進
- ③ライフステージや多様性に応じたスポーツ活動の支援
- ④スポーツに関する情報収集、発信

(2) スポーツ選手を応援し、「ささえる」基盤を整えます。

- スポーツ少年団員などの大会出場を支援しています。
- 地元出身アスリートの応援を通じて、スポーツに関する町の機運の醸成を図っています。
➔取組を継続することが重要です。

【施策】を進める内容

- ①スポーツ観戦の機会の提供
- ②大会への出場支援
- ③スポーツ選手を応援する機運の醸成

(3) スポーツ活動を推進する人材を発掘・育成し、主体的な活動やつながりづくりを支援します。

- 地域スポーツの推進役であるスポーツ推進委員を委嘱し、町が行うスポーツ事業への運営協力や住民への実技指導などを行ってもらっています。
➔地域スポーツを推進し、支え、コーディネートする人材の発掘・育成が必要であり、引き続きスポーツ推進委員を中心とした人材の育成、関係づくりを進めることが重要です。
- 町内には、スポーツ関係団体としてスポーツ協会があるほか、子どもたちのスポーツ活動の受け皿としてスポーツ少年団が活動しています。また、総合型地域スポーツクラブ「カールスクラブ」や北海道日本ハムファイターズ鹿部後援会があり、活動を支援しています。
➔住民の主体的なスポーツ活動を支援し、健康維持や仲間づくりにつなげていくことが必要です。
➔町外の団体等とも連携するなど、人口が減少するなかでも継続できる運営体制や組織のあり方を検討することが必要です。

【施策】を進める内容

- ①スポーツ活動を推進、指導、コーディネートできる人材の発掘、育成
- ②各種スポーツ団体や住民の主体的なスポーツ活動の支援

(4) スポーツ活動の拠点として、多くの住民のスポーツ活動を促す施設づくりを進めます。

- 町内には、総合体育館や野球場のほか、芝のグラウンドが整備された多目的グラウンド、パークゴルフ場、温水プールなどのスポーツ施設があります。
 - ➔老朽化が進んでいる施設も多く、総合体育館は大規模改修を行いますが、その他の施設については、個別施設計画に基づき適切に管理していくことが必要です。
 - ➔利便性の向上と持続可能な施設運営の両立に向け、運営方法の見直しを検討することが必要です。
- フリーWi-Fiの整備やデジタル機器の導入など、オンラインを活用したスポーツ活動の推進や利便性を向上するための環境整備を進めています。
 - ➔学習者のライフステージや多様性に応じた学習方法を提供するため、デジタル技術やオンラインを活用した学習環境を充実していく必要があります。
 - ➔障がいのある人を含む、あらゆる人のスポーツ活動を支援するため、施設のバリアフリー化や合理的配慮の提供など、環境を整備していくことが必要です。
- 町所有のスポーツ施設のほか、小・中学校や漁業研修所のグラウンドも住民のスポーツ活動に利用されています。
 - ➔普段利用している人たちとの調整を行いつつ、既存の施設を有効活用し、スポーツ活動を推進していくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①総合体育館等のスポーツ施設の維持管理
- ②総合体育館等のスポーツ施設の利便性の向上、合理的配慮の提供
- ③総合体育館等のスポーツ施設の新しい運営方法の検討
- ④関係機関との連携によるスポーツ環境の充実

4 学校教育(幼稚園、小中学校)

めざす方向、姿

変化し続ける社会をたくましく生き抜き、夢や課題に新たな発想で挑戦できるよう、子どもの成長段階に応じた質の高い教育・保育により、自ら考え判断し、表現できる力を育みます。また、鹿部に生まれ育ったことへの誇りと愛着を育む、ふるさと教育を充実させます。

指標

指標名	現状:2022年度現在	中間年:2027年度	最終年:2032年度
幼児教育・特別支援教育に関する研修への年間参加回数	20回	16回	16回
学力テストの全教科全道平均との差	-15~-1ポイント	-5~+2ポイント	-2~+5ポイント
学習者用デジタル教科書使用率	30%	100%	100%
教職員の各研修費の使用率	30%	100%	100%

関連する個別計画など

- 教育大綱(2021年度~2023年度)
- 学校施設個別施設計画(2021年度~2032年度)

取り組むこと【施策】

- (1) 幼児一人一人の発達・成長をふまえ個々の良さに着目した幼児教育の充実に努めます。
- (2) 社会に開かれた幼稚園(認定こども園)をめざすとともに、施設を建て替えます。
- (3) 児童生徒一人一人の確かな学力の向上をめざします。
- (4) 児童生徒一人一人の豊かな心を育成するとともに、キャリア教育を推進します。
- (5) 小中学校の施設、設備の充実に努めます。
- (6) 小中学校運営に地域の声をいかし、特色ある学校づくりを進めます。
- (7) 教職員の指導能力や資質向上を促進します。

(1) 幼児一人一人の発達・成長をふまえ個々の良さに着目した幼児教育の充実に努めます。

- 町内には町立の「しかべ幼稚園」があり、幼児教育のほか、預り保育を実施しています。保育環境の充実に向けて、「しかべ幼稚園」を認定こども園へ移行する準備を進めています。
 - ➡認定こども園の移行にあたり、教職員や教育支援員など必要な人材の確保に向けて支援が必要です。
- 幼児一人一人の良さに着目した教育により、知・徳・体のバランスのとれた幼児の育成に努めています。
 - ➡教職員間のほか、保健福祉や教育に関する部署との連携を深め、幼児一人一人の発達段階、成長過程を捉えた指導をしていくことが必要です。

- 学級懇談会、保育参観、保育参加等の行事を通じて、保護者との連携強化と交流に努めているほか、保護者を対象に子育て講演会を幼稚園で実施し、家庭教育の大切さを伝えています。
- 幼児教育に関する情報の共有、各種研修会への参加により、教師間の連携強化や指導力の向上に努めています。
 - ➔研修結果をいかし先進事例を参考にしながら、指導力を高めていくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①学校教育など関係機関等との連携強化、推進・指導に必要な人材の確保
- ②特別支援教育の実施
- ③家庭の教育力向上につながる行事の開催、情報提供
- ④日々の実践の振り返り、研修への参加促進

(2) 社会に開かれた幼稚園（認定こども園）をめざすとともに、施設を建て替えます。

- 町内の関係団体等の協力により、幼稚園において、体験学習、交流学习、郷土学習を実施しています。
 - ➔地域の人たちの協力を得ながら、地域資源を生かした体験や学びの場を増やしていくことが必要です。
 - ➔おたよりや行事等を通じて、家庭や地域とのつながりが強固な幼稚園（認定こども園）をめざすとともに、家庭の教育力の向上を促していくことが必要です。
- 園舎の老朽化が進むなか、認定こども園へ移行するにあたって、施設を建て替えることとなっています。
 - ➔新たに整備する認定こども園は、地域防災の拠点にもなることから、地域の人たちにも親しまれる施設としていくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①地域と連携した学習の実施
- ②幼稚園施設の維持管理
- ③認定こども園としての施設の建て替え

(3) 児童生徒一人一人の確かな学力の向上をめざします。

- 町内には「鹿部小学校」と「鹿部中学校」があります。児童生徒数は減少傾向にありますが、学習支援員等を増やすなど、指導体制の充実に努めています。
 - ➔指導体制を強化するために学習支援員等の人員の確保が必要です。
- 情報化や国際化に対応した教育については、タブレット端末や電子黒板、書画カメラなどのICT機器を活用した授業が行われているほか、ALT（語学指導助手）の配置や中学校教諭による乗り入れ授業により、中学校と小学校5・6年生の英語や小学校3・4年生の外国語活動の授業を行っています。
 - ➔GIGAスクール構想※に対応した教育環境の向上、ALTを活用し多様な英語教育を工夫していく必要があります。

※多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に

基本計画 I 生きる力を育み、だれもが学べるまち

育成できる教育環境を実現するという、国が示している構想です。

➔ ICT機器を活用し、「わかる・できる」が実感できるような魅力ある授業づくりに努める必要があります。

●家庭学習の習慣をつける一環として、公設塾「学び場」を開設しています。

➔家庭でも学びにICTを積極的に活用できるような工夫が必要です。

【施策】を進める内容

①指導体制の強化に向けた人員の確保

②デジタル化、国際化に対応した教育を進めるための人員確保、環境整備

③指導力の強化に向けた研修

(4) 児童生徒一人一人の豊かな心を育成するとともに、キャリア教育を推進します。

●町内の清掃活動やサケの稚魚放流や遡上学習、花壇整備などを通して環境教育を行っているほか、鹿部の歴史や自然、駒ヶ岳防災を学んだり、地域を探訪する体験学習や渡島福祉会入所者との交流などを行ったりしています。

●キャリア教育推進計画に基づき、幼稚園から中学生まで記録できる「キャリア・パスポート」※を用いて、個に応じた適切な進路指導を行っています。

※小学校から高等学校までの特別活動をはじめとしたキャリア教育に関わる活動について、学びのプロセスを記述し振り返ることができるものです。

➔一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育が求められるなか、地域での実践や体験、世代を超えた地域の人との交流などを通して、ふるさと鹿部についてさまざまな視点から学び、キャリア教育につなげていくことが必要です。

➔環境について正しい理解を深め、環境を守る行動につながる教育や福祉の心を育てる教育などを進めていくことが必要です。

➔鹿部町合同学校運営協議会（コミュニティ・スクール）※を活用して、地域協働による校外学習等の機会を増やしていくことが必要です。

※学校と保護者や地域住民が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させるしくみです。本町には鹿部町合同学校運営協議会という組織があります。

●人権教育や道徳教育については、多種多様な資料を用いた授業や講演等の開催を行っています。

➔講演や特別授業等による人権教育や道徳教育の継続が必要です。

●不登校やいじめには、関係機関と連携しながら対策委員会で対応しています。インターネットによるいじめは、ネットパトロールや情報モラル教室等を行い、未然防止等に努めています。

➔関係機関との連携をより一層深め、「チーム学校」で組織的に対応できる体制を整備することが必要です。

●特別支援教育については、学校に支援員を配置するとともに、巡回指導員や専門機関、町の関係部署との連携を図りながら、子ども一人ひとりの特性や教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を行っています。

➔専門機関、町の関係部署とのより強固な連携が必要です。

【施策】を進める内容

- ①ふるさと鹿部から地球環境まで、多様な視点・テーマで学ぶ教育の推進
- ②不登校やいじめの解決、防止につながる対策、体制づくりの推進
- ③人権教育や道徳教育の推進
- ④特別支援教育に関する関係機関との連携強化

(5) 小中学校の施設、設備の充実に努めます。

- 小中学校ともに、必要に応じて施設の改修を行っています。
 - ➔G I G Aスクール構想に対応した教育環境の向上、更新が必要です。
 - ➔施設の改修（建替）にあたっては、小中一貫教育を見据えながら検討することが必要です。

【施策】を進める内容

- ①計画的な施設改修の推進、小中一貫教育を見据えた施設整備の検討
- ②必要に応じた設備、機器の整備、更新

(6) 小中学校運営に地域の声をいかし、特色ある学校づくりを進めます。

- 小中学校ともに、保護者以外の方も参加できる公開授業参観を行っています。
- 鹿部町合同学校運営協議会（コミュニティ・スクール）により、学校運営に関する意見交換を行っています。
 - ➔鹿部町合同学校運営協議会を活性化させ、学校を核とした地域コミュニティづくりを進めていくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①コミュニティ・スクールの推進

(7) 教職員の指導能力や資質向上を促進します。

- 教職員にパソコンを貸与し、I C T機器を活用した授業ができるように環境を整備しています。
- I C Tを活用した指導力をスキルアップさせるため、I C T活用指導力とそれを身に付けるための研修を行っています。
 - ➔より積極的なI C T教育が実践できるように、教員のI C T活用指導力の向上やデジタル教科書を使った授業実践が必要です。
 - ➔教職員の資質向上につながる研修の実施や、仕事がしやすい職場環境づくりが必要です。
 - ➔リモートワークなど自宅でも研修できる環境づくりを進めることが必要です。
- 教職員住宅については、老朽化が進んでいるため、必要に応じて補修を行っています。
 - ➔教職員の住環境を充実させるため、計画的な改修や維持管理が必要です。

【施策】を進める内容

- ①各種研修への参加、健康管理の支援、仕事がしやすい職場環境づくり
- ②教職員の住宅の確保、教職員住宅の維持管理

II ともに支えあい、健やかに安心して暮らせるまち

1 地域福祉

めざす方向、姿

住民同士がふれあいとつながりを大切にして、支えあいや助けあいを行い、すべての人が地域で安心して生活でき、いきいきと活動できる地域をめざします。

指標

指標名	現状:2022年度現在	中間年:2027年度	最終年:2032年度
福祉ボランティア登録者数	207人(8団体)	220人(8団体)	230人(9団体)
避難行動個別支援計画策定率	21%	80%	95%

関連する個別計画など

- 地域福祉計画(鹿部町成年後見制度利用促進基本計画)(2021年度~2025年度)

取り組むこと【施策】

- (1) 地域福祉の大切さを啓発し、地域福祉活動の支援や参加を促進します。
- (2) 支援が必要な人の自立した暮らしを支える環境づくりをハード・ソフト両面から進めます。

(1) 地域福祉の大切さを啓発し、地域福祉活動の支援や参加を促進します。

- 「人と地域のつながりで作る安心して暮らせるまち」をめざし、地域福祉計画を策定し、取り組みを進めています。
 - ➡公的なサービスのみならず、地域住民同士の助けあいを促進しながら、地域福祉を推進する体制づくりが必要です。
- 福祉教育として、小学校では全学年、中学校で3年生が渡島リハビリテーションセンターとの交流会を開催しています。
 - ➡子どもの頃からの福祉教育をはじめ、住民のさまざまな交流や学びの機会等を通じて福祉の心を育むことが必要です。
- ボランティア活動については、団体での活動のほか、個人でボランティア活動に参加する住民も増え、高齢者への支援について有償で活動しています。
 - ➡地域福祉に関わるボランティアの養成や活動の場づくりが必要です。

【施策】を進める内容

- ①福祉の心の啓発
- ②交流の場の拡充(サロン活動、見守り活動など)
- ③地域での支え合いや協議体の充実(担い手の育成、ボランティア等活動の支援)

(2) 支援が必要な人の自立した暮らしを支える環境づくりをハード・ソフト両面から進めます。

- バリアフリー化については、施設整備や改修の際に、国で定められた基準にしたがって進めています。
 - ➔高齢者、障がいのある人を含めすべての人の利用・活動に配慮した施設等を、住民みんなで共用する、ユニバーサルデザインの視点でバリアフリー化を進める必要があります。
- 令和3（2021）年度に要支援者システムを整備し、要支援者※の把握を行っています。避難行動個別支援計画についても随時策定し、要支援者の避難体制の確立を目指しています。
 - ➔災害時に要支援者が迅速に避難できる体制を日ごろから整えておくことが必要です。

※自ら避難することが困難な方で、円滑な避難の確保を図るため特に支援を要する方です。

【施策】を進める内容

- ①人にやさしいバリアフリーの推進
- ②情報提供手段、相談支援の拡充

2 保健・健康づくり、医療

めざす方向、姿

住民の健康づくりへの意識や行動を促しながら、生涯にわたる健康づくりを支援し、疾病予防や早期発見に努めます。

指標

指標名	現状:2022年度現在	中間年:2027年度	最終年:2032年度
健康寿命(国保データベースシステム)	男:77.8歳 女:82.9歳	男:78.9歳 女:83.6歳	男:79.9歳 女:84.2歳
健康相談・栄養相談の年間実施件数	600人	700人	900人
各種健康教育への年間参加者数	153人	175人	200人
特定健診受診率	21.5%	40.0%	50.0%
がん検診受診率	12.4%	20.5%	25.0%

関連する個別計画など

- 国民健康保険データヘルス計画(2018年度～2023年度)
- 特定健康診査等実施計画(2018年度～2023年度)
- 自殺対策計画(2019年度～2023年度)
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施計画(毎年度策定)

取り組むこと【施策】

- (1) 保健事業を推進する体制、しくみをより一層充実させます。
- (2) 住民の心身の健康状況を把握し、適切に指導するとともに、健康づくりへの意識を高めます。
- (3) 各種健診を推進し、疾患の予防と早期発見に努めます。
- (4) 休日・夜間の対応も含めた医療体制の確保に努めます。

(1) 保健事業を推進する体制、しくみをより一層充実させます。

- 特定健診・特定保健指導など保健事業を進める際には、関係機関と連携を取りながら実施しています。
 - ➡関係機関の連携を深め、住民の生活習慣や健康状況を把握し、住民の多様性に合わせた保健指導を実施することが必要です。
 - ➡医療機関との連携を深め、保健事業を充実させることが必要です。
- データヘルス計画※を作成し、住民の健診受診状況や保健指導の効果などを検証しながら保健事業を実施しています。
 - ※全ての健康保険組合に対し、診療報酬明細書(レセプト)などのデータを分析し、それに基づいて健康づくりの事業を行う計画です。
 - ➡データに基づきP D C A※サイクルを行いながら、実効性の高い保健事業を進めていくことが必要です。

※事業の改善を続けるため、Plan（計画）-Do（実施）-Check（評価）-Action（改善）を繰り返すことです。

【施策】を進める内容

- ①関係部署や町内の各職域や医療機関との連携強化、情報共有
- ②データヘルス計画に基づいた保健事業の推進

（２）住民の心身の健康状況を把握し、適切に指導するとともに、健康づくりへの意識を高めます。

- 生活習慣病対策として、健康教育を実施しているほか、健診受診者を対象に、特定保健指導を実施しています。
- ➔健康教育を通して、健康の捉え方や価値観が変化し、健康的な生活習慣に取り組む住民が増えるようにしていくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①住民の生活習慣や健康状況の把握
- ②健康に関する相談、指導、家庭訪問の実施
- ③各種健康教育の実施、参加者の拡大促進

（３）各種健診を推進し、疾患の予防と早期発見に努めます。

- 働きざかり世代の各種健診受診率が低い状況を改善するために、生活習慣病健診を実施しているほか、集団健診のほかに自分で都合の良い日に受診できる個別健診も実施し、受診率の向上に努めています。
- 町の広報誌やホームページ、防災行政無線等を通じて各種健診を周知しているほか、年代別の文面とともに個別で通知し、受診を勧奨しています。
- ➔生活習慣への意識を向上させ、生活習慣病の発症・重症化予防により健康寿命の延伸につなげていくことは重要な課題です。健診を通して、自分の健康状態を知り、生活習慣病予防に取り組む住民が増えるようにすることが必要です。

【施策】を進める内容

- ①各種健診の実施（基本健診、特定健診、後期高齢者健診、各種がん検診等）
- ②各種健診の受診率向上

（４）休日・夜間の対応も含めた医療体制の確保に努めます。

- 町内には一般診療所が2か所、歯科診療所が1か所あります。
- 町内に休日・夜間に緊急対応できる医療機関がないため、休日・夜間の対応については、他市町の協力を得ています。
- ➔北海道医療協議会による自治体病院等広域化連携構想や小児科医療の重点化計画等の動向をふまえ、医療環境のあり方を検討していくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①長期的な視点に立った医療環境の確保
- ②町外の医療機関を利用する際の交通機関の充実

3 高齢者の福祉

めざす方向、姿

住民も含め多様な主体によるネットワークや社会資源の連携を強化し、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を充実させます。

指標

指標名	現状:2022年度現在	中間年:2027年度	最終年:2032年度
高齢者支援ボランティア登録数	24人	30人	40人
介護予防事業への年間参加者数	50人	75人	75人
認知症サポーター養成講座の年間実施回数	2回	6回	12回

関連する個別計画など

■高齢者保健福祉総合計画(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)(2021年度～2023年度)

取り組むこと【施策】

- (1) 高齢者の日常生活や、生きがい活動を支援します。
- (2) 高齢者の健康づくりへの取組と、高齢者の状況に応じた介護予防を推進します。
- (3) 介護が必要な方や認知症高齢者が安心して生活できるように支援します。

(1) 高齢者の日常生活や、生きがい活動を支援します。

●高齢化に伴い、65歳以上の1人暮らしの高齢者や、互いに介護を必要とする高齢者のみの世帯が増えているなか、住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、支援を行っています。

➡地域の実情に応じた地域包括ケアシステム※を構築するために、地域包括支援センターや地域見守りネットワーク、地域ケア会議などの機能強化が必要です。

※高齢になっても可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域づくりを支えるしくみです。

●急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るために、支援が必要な高齢者の自宅に、緊急通報電話や救急カードを設置しています。

➡住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、生活での問題や負担を少しでも軽減できるように、各種支援を充実させることが必要です。

●高齢者を対象とした「シルバーカレッジ」や、鹿部カールクラブにて「シルバースポーツの集い」を定期的で開催しているほか、高齢者のレクリエーションと参加者同士の交流を図るため、高齢者運動会を年1回開催しています。

●地域住民の交流の場と利便性向上に寄与する仕組みを持ったコミュニティカフェを宮浜児童館と鹿部郵便局ふれあいルームの2か所で開設しています。

- 町内に5つの老人クラブがあり、交通安全運動や町内清掃等の社会奉仕活動、町外への研修視察を行っています。
- 高齢者をサポートするボランティア養成講座を開催するとともに、支援を必要としている高齢者と有償ボランティアとして支援をしてくれる人とのマッチングを行っています。
 - ➔新規のボランティア確保などに力を入れ、より多くの高齢者の生活支援が行えるようにしていくことが必要です。
- 町内には満60歳以上の住民が利用できる「いこいの湯」があり、心身の健康増進や交流の場として親しまれています。
 - ➔温泉の湯量が少ないことから臨時休業になることもあり、施設移転も含め対策を検討していくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①生活支援体制の整備やサービスの充実
- ②生きがいづくりや主体的な活動の支援（ボランティアの育成）

（２）高齢者の健康づくりへの取組と、高齢者の状況に応じた介護予防を推進します。

- 疾病を予防し、重症化により要介護状態へ陥らないように、健康相談や健康教室を開催するとともに、各種健診を実施しています。
 - ➔介護予防を進めるうえで生活習慣病の予防は重要であり、健診や健康相談、健康教室などを通して、高齢者が自分自身の生活習慣を見直し、健康づくりを主体的に進めるように促進することが必要です。
- 健診・医療・介護の情報を分析し、高齢者の健康課題を把握しています。
 - ➔フレイル（健康な状態と要介護状態の中間の段階）のおそれのある高齢者の把握し、生活機能低下の改善、疾病予防・重症化予防に努めることが必要です。

【施策】を進める内容

- ①健康づくりの推進
- ②介護予防の総合的な推進

（３）介護が必要な方や認知症高齢者が安心して生活できるように支援します。

- 要支援・要介護認定を受けている高齢者を介護する家族や住民に、介護の知識や技術の習得や、介護保険サービスの適切な利用を促進しているほか、在宅介護にかかる経済的負担の軽減に努めています。
 - ➔在宅での自立生活を支援するため、質の向上と安定的な利用に向け、サービス提供体制を充実させることが必要です。
- 町内には介護を必要とする方のための入居施設として介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や認知症対応型共同生活介護（グループホーム）があります。それ以外の施設については、近隣自治体のサービスを利用しています。

➔利用者の生活機能が向上する施設サービスの提供が必要です。

●地域包括支援センターで介護サービス利用の相談に応じているほか、町の広報やホームページで介護保険制度やサービスメニューを紹介しています。

●利用者がサービス事業者を選択する際に必要な情報を介護サービス情報公表システムに開示しています。

➔介護保険制度の周知や介護サービスに関する情報提供が必要です。

➔適正な要介護認定審査やケアプランの点検を行い、介護給付費の適正化に努めることが必要です。

●認知症に関する支援体制を整えるとともに、認知症高齢者を支援するための情報提供や相談支援、認知症カフェの実施、認知症ケアパス※の作成などを行っています。

※認知症の人の状態に応じて、適切なサービス提供の流れをまとめたものです。

●認知症になっても安心して暮らせるよう、認知症の方や家族を支援する認知症サポーターの養成講座を開催しています。

➔認知症高齢者を早期に発見し、医療や介護サービスに結び付けるとともに、認知症の高齢者が安心して生活できる地域づくりを進めることが必要です。

●地域包括支援センターにおいて、権利擁護や成年後見制度※についての相談を受けています。

➔高齢者に対する虐待の防止と早期発見に努めることが必要です。

➔認知症高齢者の増加が予想されるなか、成年後見制度の普及啓発と利用促進が必要です。

※認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し支援する制度です。

【施策】を進める内容

①介護保険サービスの充実

②安心して暮らせる地域づくりの整備

③成年後見制度の利用促進、高齢者の虐待防止・早期発見（認知症施策の推進）

4 障がい者の福祉

めざす方向、姿

障害のある人も一人一人が尊重され、地域で安心して心豊かに暮らせる共生のまちをめざします。

指標

指標名	現状:2022年度現在	中間年:2027年度	最終年:2032年度
地域で安心して暮らしている人の割合※	29.7%	35%	40%
障がい福祉に関する年間相談件数	49件	50件	50件
障害福祉サービスの年間利用者数(延)	962人	1,000人	1,000人
地域生活支援拠点の設置数	0か所	1か所	1か所
障がい者団体への加入者数	11人	15人	15人
地域活動支援センターの登録者数	5人	7人	10人

※アンケートで「現在の生活で困っていること」が「特になし」と回答した人の割合。

関連する個別計画など

■障がい者計画・障がい者福祉計画（障がい児福祉計画）（2021年度～2023年度）

取り組むこと【施策】

- (1) 障がい者福祉を推進する体制を充実させます。
- (2) 障がいに関する相談・支援体制を充実させます。
- (3) 各種サービスを通じて、障がい者の生活を支援します。
- (4) 障がい者相互の交流や地域住民との活動を促進します。
- (5) 障がい者が安心して働ける場の充実と就労の支援に努めます。

(1) 障がい者福祉を推進する体制を充実させます。

- 鹿部町地域自立支援協議会を開催し、障がい福祉に関わる関係機関の連携強化、情報交換を行っています。
- 町、幼稚園、小学校、中学校が連携し、障がいや発達に心配のある子どもの適切な支援に努めています。
- 障がい児の成長記録や支援経過を記載する「療育カルテ」により教育・医療・福祉の各関係機関で情報を共有し、切れ目のない支援に努めています。
 - ➔就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれるように、関係機関の連携や情報共有が必要です。

【施策】を進める内容

- ① ライフステージに応じた支援体制の充実

(2) 障がいに関する相談・支援体制を充実させます。

- 障がいのある方やその家族が障害福祉サービスを利用するにあたって相談ができる窓口を設置し、障がいのある人や家族の相談に応じています。
- 障がい者生活支援センター「ぱすてる」と連携し、より専門的な相談支援を実施しています。
 - ➔ 相談内容の複雑化・複合化が進み、専門性も高くなると考えられるため、関係機関と連携を深め、人員体制を強化することが必要です。
- 障害者差別解消地域支援協議会を設置し、障がいを理由とする差別に関する相談支援など差別を解消するための取組を行っています。
 - ➔ 障がい者の地域生活移行や家族の高齢化が進むなかで、福祉サービスの利用をはじめとする契約手続きの援助、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の周知や丁寧な利用支援など安心して生活を送るための支援が必要です。
- 社会福祉協議会のボランティア連絡協議会でボランティア養成講座を開催しています。
 - ➔ 知識や技術を習得する研修会等の充実など活動を支える人材等の確保が必要です。

【施策】を進める内容

- ① 情報提供と相談支援の充実
- ② 関係機関の連携強化
- ③ 権利擁護に関する支援
- ④ ボランティア体制の充実

(3) 各種サービスを通じて、障がい者の生活を支援します。

- 在宅支援を支える各種サービスについては、各種制度の利用について相談支援を行っています。実施にあたっては、町内でのサービスに加え町内に整備されていないものについては、広域的連携等により提供しています。
 - ➔ 障がいのある方のニーズを把握し、サービスを提供している近隣自治体との連携強化を継続していくことが必要です。
 - ➔ 障がいのある方が地域生活を安心して送ることができる住まいを確保するため、グループホーム等の整備や、公営住宅等の地域資源の活用などが必要です。
- 地域で主体的に社会参加するため、移動手段の確保や外出先におけるコミュニケーション支援を図るための取り組みを行っています。
 - ➔ 付き添いヘルパーサービスの利用やボランティア等の派遣など、外出支援サービスの充実を図ることが必要です。
- 障がいのある方の高齢化・重度化や、親亡き後を見据え、さまざまな支援が切れ目なく提供されることが求められています。

- ➔障がいのある方の生活を地域全体で支える体制（地域生活支援拠点等）を各市町村で整備することが求められており、本町においても進めていくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①在宅生活サービスの充実
- ②居住サービスの充実
- ③経済的支援の充実
- ④地域生活支援拠点等の整備に向けた取り組みの推進

（４）障がい者相互の交流や地域住民との活動を促進します。

- 障がい者団体の活動や、障がい者スポーツ大会への参加を支援しているほか、障がいのある方も楽しめるスポーツ用具を購入し、レクリエーションで使用しています。
- 町のイベントでは、障がいの有無に関わらず住民同士の交流が行われています。
➔障がい児・障がい者のスポーツ・文化活動や仲間づくりがより一層できるよう、学校教育や社会教育と連携して身近な地域の取組を進めるほか、多様なニーズに応えられるよう広域での実施も検討していくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①啓発・広報活動の推進
- ②生涯学習・スポーツの促進
- ③まちづくりへの参画の拡大

（５）障がい者が安心して働ける場の充実と就労の支援に努めます。

- 就労継続支援サービスを提供する事業者がないため、広域との連携により福祉的就労の支援を行っているほか、広域で提供されている就労支援サービスの情報提供を行っています。
- 町内には地域活動支援センター「ぽっぽ」があり、創作活動、社会参加活動、生産活動、授産製品の製作・販売を行っています。また、一般就労が困難な障がい者を対象に、「しかべ間歇泉公園」に隣接する場所で「農かふえ P O P P O」を運営しています。
➔働く意欲のある障がい者がその能力を十分に発揮できるよう、福祉的就労の場の確保に努めることが必要です。
➔地域活動支援センター「ぽっぽ」での事業内容の見直しや新たな事業を展開により、就労日数の拡大や賃金の向上をめざすことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①就労支援体制の充実
- ②障がい者雇用の確保

5 子育て支援

めざす方向、姿

妊娠・出産・子育てを通じた切れ目のない支援を推進し、子どもを育てる喜びを、育てる人とともに地域でも実感し、分かち合えることができるまちをめざします。

指標

指標名	現状：2022年度現在	中間年：2027年度	最終年：2032年度
児童虐待に関する相談の年間対応件数	5件	7件	7件
出生数（年間）	11人	15人	20人
子ども子育て支援サービス満足度※ ¹	就学前：50%	就学前：60%	就学前：80%
地域の子育て支援に関する機関の認知度※ ²	69.0%	80.0%	100.0%

※1：アンケートの回答割合 ※2：アンケートで「知っている」と回答した人の割合。

関連する個別計画など

■子ども・子育て支援事業計画（2020年度～2024年度）

取り組むこと【施策】

- (1) 一人一人の子どもの人権が尊重され、子どもが自分を大切にでき、幸せを実感できるようにします。
- (2) 子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくりや、親子の健康を支援します。
- (3) 子どもと子育て家庭を見守り、支援します。

(1) 一人一人の子どもの人権が尊重され、子どもが自分を大切にでき、幸せを実感できるようにします。

- 幼稚園や学校等と連携し、子どもの権利条約※などの啓発、人権尊重の意識づくり、子どもや保護者の悩み等の相談支援に努めています。
※子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。

➡子どもが有する基本的人権が守られるよう支援体制の充実が必要です。

- 要保護児童対策地域協議会の設置や児童虐待に関する意識啓発、相談窓口の設置など児童虐待の予防や早期発見、速やかな対応等に努めています。

➡児童虐待の通報窓口の周知に努めてるとともに、母子保健事業や幼稚園、小中学校、医療機関等と連携を強化し、児童虐待の未然防止に努めることが必要です。

【施策】を進める内容

- ① 子どもの人権の尊重
- ② 児童虐待の防止

(2) 子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくりや、親子の健康を支援します。

- 家庭訪問・育児相談・乳幼児健診・支援レターなどを通じて子育てに関する情報の提供や相談支援を行っています。
- 幼稚園の保護者を対象に、「家庭教育学級」を開催しています。
 - ➔すべての保護者が、自信を持って自分の子どもと向き合い、教育等に関われるように、保護者の学習活動や家庭教育の支援を行うことが必要です。
- 令和2（2020）年度に子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠・出産・子育てに関するさまざまな相談に応じ、安心して妊娠期から子育て期までを過ごせるよう、訪問指導や相談対応を実施し切れ目のない支援を行っています。
- 妊娠期、出産期、乳幼児期等を通じて母子の健康を確保するため、乳幼児健診事業、教育・訪問・相談事業、歯科保健事業、予防接種事業など各種の母子保健に関わる事業を行っています。
 - ➔関係機関と連携を深め、親子の多様性に合わせた相談支援を実施することが必要です。
- 小中学生を対象に、さまざまな体験活動を行う「しかべっ子教室」を開催しているほか、文化・スポーツ活動、鹿部町の歴史や自然、産業、駒ヶ岳防災を学ぶ場など、多様な体験・学習機会の提供に努めています。
 - ➔子どもたちが遊びや多様な活動を通じて、心身ともに健やかに成長できるように、地域との連携により多様な体験・交流の機会、活動の場を提供することが必要です。

【施策】を進める内容

- ①家庭や地域の教育力の向上
- ②親と子の健康の確保（母子保健の推進）
- ③多様な体験機会の充実

(3) 子どもと子育て家庭を見守り、支援します。

- 子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産期から子育て期にわたり、切れ目なく支援を行っています。
- 育児教室など各種保健事業や「バンビ教室」などで、親同士の交流の場づくりをめざしています。
- ボランティアにより、生後10か月の子どもと保護者を対象に、読み聞かせ用の絵本を手渡す「ブックスタート事業」を行っています。
 - ➔ブックスタート事業以外にも取り組むべき事業をボランティアとともに模索・検討することが必要です。
- 0歳6か月から幼稚園就園前までの乳幼児を保育する「ひよこ」を運営しているほか、しかべ幼稚園園児を対象に、幼稚園利用時間外及び長期休業期間中の預かりを実施しています。
- 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）に代わる独自事業として、小学生全学

年を対象に、放課後に「鹿部キッズクラブ」を実施しています。

- 共働き世帯の増加とともに、保育事業へのニーズが高まるなか、「しかべ幼稚園」を幼保連携型認定こども園とするための整備を進めています。
 - ➔幼保連携型認定こども園となる「しかべ幼稚園」で放課後児童健全育成事業を実施することとなるため、着実に移行できるように準備を進めていくことが必要です。
- 子育て世帯に対しては、各種助成制度を通して経済的負担の軽減に努めています。
 - ➔経済的な不安や悩みが子育てに影響を及ぼすことがないようにすることが必要です。

【施策】を進める内容

- ①子育てを支える地域づくり、子育てネットワークづくり
- ②子育て交流の促進
- ③子育て支援サービスの充実
- ④保護者の経済的負担軽減
- ⑤ひとり親家庭の自立支援の推進

6 子どもや若者の育成

めざす方向、姿

地域の人たちの協力を得ながら、体験活動や地域行事などを通して、子どもや若者が心身ともに健やかに成長するよう、見守り育てます。また、子どもや若者が自ら行動する機会が増えるよう促進します。

指標

指標名	現状:2022年度現在	中間年:2027年度	最終年:2032年度
中学生等リーダーの年間活動人数	32人	30人	28人

関連する個別計画など

■教育大綱（2021年度～2023年度）

取り組むこと【施策】

- (1) 子どもや若者を地域で見守り、健全育成につながる活動を促進します。
- (2) 青年が活躍できる場を増やし、仲間づくりを支援します。

(1) 子どもや若者を地域で見守り、健全育成につながる活動を促進します。

- 小中学生を対象に、いろいろな体験活動をする「しかべっ子教室」を開催しているほか、北海道が開催するリーダー養成事業への派遣を行っています。
- 少子化が進むなかでも、地域ごとに豆まき会などの行事が継続されています。
 - ➡地域住民の協力を得ながら、学校以外での子どもの活動場所や地域住民とふれあう機会をつくる必要があります。
 - ➡ひきこもりやヤングケアラー*等が社会問題化し、SNSに起因する犯罪被害、誹謗中傷等に青少年が巻き込まれることも多いなか、警察や児童相談所など関係機関との連携を深め、社会全体での青少年を見守ることが必要です。

*本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。

【施策】を進める内容

- ①青少年を地域で見守り、健全育成を推進する意識づくり、体制づくり
- ②ボランティア活動や体験学習、イベントなどを通じた育成
- ③子ども会や子どもが参加する地域行事の支援

(2) 青年が活躍できる場を増やし、仲間づくりを支援します。

- 商工会や漁業協同組合などの下部組織として青年部があり、各種事業への協力等を通じて、持続的な経営のためのノウハウの育成、つながりづくりを支援しています。
- ➡青年団体の活動支援のほか、団体ごとの活動に限らず、様々な場面で一人一人の青年が活躍できる場が増えていくように促進していく必要があります。

【施策】を進める内容

- ①青年の主体的な活動や青年主催のイベント開催の支援

7 食育

めざす方向、姿

生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む基礎となる「食」に関する知識と「食」を選択する力を様々な経験を通じて習得させ、健全な食生活を実践できる人間を育てます。

指標

指標名	現状：2022年度現在	中間年：2027年度	最終年：2032年度
食育に関心がある割合※	79.5%	83.2%	85.0%
地場産物を使用した給食の年間提供回数	週2回	週2回	週2回
栄養バランスの整った食事を実践している割合※	93.1%	95.0%	95.0%
食生活改善推進協議会の年間活動回数	13回	17回	20回

※アンケートの回答割合。

関連する個別計画など

- 食育推進計画（2018年度～2022年度）
- 管理栄養士活動計画（毎年度策定）

取り組むこと【施策】

- (1) 地産地消と一体となった食育を推進します。
- (2) 住民の心身の健康づくりにつながる食育を推進します。

(1) 地産地消と一体となった食育を推進します。

- 食育推進計画に基づき、関係各課が連携し、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てる「食育」を推進しています。
 - ➔昔ながらの食文化や郷土色豊かな食を次世代に受け継いでいくことが必要です。
- 地域で開催されるイベント時に、鹿部町の旬の水産物や加工品、それらを使った料理などを通して、地場産品のPRに努めています。
 - ➔地元料理体験や各種観光イベント等を通じて、鹿部町の郷土料理や名産水産物、加工品を町内外に広く知ってもらい、次世代に伝承していくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①水産業など、「食」に関する産業の役割や現状についての理解促進
- ②地産地消の大切さや環境に配慮した食生活の実践

(2) 住民の心身の健康づくりにつながる食育を推進します。

- 生活習慣の乱れや、朝食をとらない子どもや高齢者の孤食など、食を取り巻く課題が見られます。
 - ➔各ライフステージの重点目標に基づき、住民の心身の健康づくりにつながる食育を推進することが必要です。
- 食育活動を推進する組織として、食生活改善推進協議会があり、「男の料理教室」「親子食育料理教室」などの各料理講習会を開催しています。
 - ➔会員の減少や高齢化が進んでいますが、次世代の担い手に活動を理解してもらい受け継いでもらうことが必要です。
- 給食センターでは、幼稚園、小学校、中学校の給食をつくっています。月1回程度、商工会を通じて地場の水産物や加工品を購入し、それらを使った給食を提供しています。
 - ➔給食センターの調理員不足などもあり、業務委託を検討することも必要です。

【施策】を進める内容

- ①住民の心身の健康づくりにつながるライフステージごとの食育の推進
- ②給食センターの運営、維持管理

8 社会保障

めざす方向、姿

持続可能な社会保障制度の運用に向けて、制度への理解や運用を促進するとともに、経済的に困窮している方の支援に努めます。

指標

指標名	現状:2022年度現在	中間年:2027年度	最終年:2032年度
国民健康保険税の収納率	92%	93%	94%
後期高齢者医療保険料の収納率	99.6%	99.7%	99.8%
介護保険制度の年間周知回数	1回	3回	6回
年金制度の年間周知回数(広報誌掲載)	2回	3回	4回

関連する個別計画など

- 国民健康保険事業計画（毎年度策定）

取り組むこと【施策】

- (1) 経済的に困窮している方の生活を支援し、自立を促進します。
- (2) 国民健康保険制度、後期高齢者医療制度を周知し、収納率の向上と医療費の適正化に努めます。
- (3) 適切な介護サービスが受けられるように、介護保険制度を周知します。
- (4) 国民年金制度への理解を促し、納付率の向上と未納解消に努めます。

(1) 経済的に困窮している方の生活を支援し、自立を促進します。

- 経済的に困窮している方の状況把握を行うとともに、役場窓口で生活・就労等に関する相談指導を行っています。
- 貸付金については、社会福祉協議会の貸付制度を活用しています。
➔ 相談支援や関係機関との連携により、経済的に困窮している方の状況を把握し、自立を促進していくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ① 低所得者、生活保護対象者の状況把握、相談支援
- ② 進学や就労に関する相談支援、貸付等の活用支援

(2) 国民健康保険制度、後期高齢者医療制度を周知し、収納率の向上と医療費の適正化に努めます。

- 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度への理解と納付の促進に努め、収納率の向上に努めています。
- 保健事業により被保険者の健康増進に努めるほか、診療報酬明細書（レセプト）を点検し、医療費の適正化に努めています。
 - ➔国民健康保険制度や後期高齢者医療制度への理解を促進し、収納率の向上に向けた対策を検討するとともに、医療費適正化を総合的に進めていくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①国民健康保険制度、後期高齢者医療制度の周知と納付への理解促進
- ②納付や手続きの簡素化、収納率の向上促進
- ③保健事業による被保険者の健康増進
- ④診療報酬の明細書（レセプト）点検の推進（外部委託の検討）

(3) 適切な介護サービスが受けられるように、介護保険制度を周知します。

- 介護保険制度については、広報等を通じて随時周知に努めています。
 - ➔介護保険制度について住民に分かりやすく周知するとともに、納付への理解を促進することが必要です。

【施策】を進める内容

- ①介護保険制度の周知と納付への理解促進

(4) 国民年金制度への理解を促し、納付率の向上と未納解消に努めます。

- 国民年金制度については、広報等を通じた周知や年金相談を行い、制度への理解と納付の促進に努めています。
 - ➔国民年金に関する相談支援を行いながら、年金保険料未納者の解消に努めることが必要です。

【施策】を進める内容

- ①国民年金制度の周知、年金相談の案内など相談支援

Ⅲ 安心して住み続けられるまち

1 土地利用

めざす方向、姿

安全で便利な住民生活、地域経済の活性化、環境保全など、求められているまちの姿をふまえながら、持続可能なまちづくりの基盤となる土地利用を進めます。

関連する個別計画など

■土地利用計画（2019年度～2028年度）

取り組むこと【施策】

- (1) 土地の状況を把握し、有効な土地利用を進めます。
- (2) 環境保護や景観に配慮した土地利用を進めます。

(1) 土地の状況を把握し、有効な土地利用を進めます。

- 本町の土地利用を、国が定める5つの区分※でみると、「農業地域」と「森林地域」が多く、西側は「自然公園地域」に指定されています。
※都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5つです。
- 住民にとって利便性が高く、賑わいを実感できるまちづくりをめざすため、平成30（2018）年度に土地利用計画を策定し、「福祉・公共サービスゾーン」「産業・観光交流ゾーン」「リゾートゾーン」の3つの拠点を定め、土地利用を進めています。
 - ➡道路や避難路のネットワーク、バイパス付近の安全性の確保、まちの賑わいづくりなどのハード面に関する課題、公共交通、公共施設間の連携などのソフト面の課題があり、これらの解決につながる土地利用を進めていくことが必要です。
 - ➡「土地利用計画」で定めたゾーン外の土地利用についても、住民と協働し検討していくことが必要です。
- 地籍調査※については、市街地の調査完了をもって事業を休止しています。
※主に市町村が主体となって、土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査です。
 - ➡民有地等の測量するにあたり、毎年、地籍調査成果の交付申請があるなか、地籍調査成果の適正な管理を行う上で、旧測地系で調査を行った地区の改測や地籍調査を実施していない地区の調査実施の検討が必要です。

【施策】を進める内容

- ①宅地分譲が進んでいる地区の地籍調査、土地利用計画に基づく詳細な土地利用の検討など
- ②土地情報のデジタル化、一元化の推進

(2) 環境保護や景観に配慮した土地利用を進めます。

- 開発行為に関する問題はこれまで発生していなかったため、開発行為への指導や景観に配慮した土地利用への誘導など課題があります。
- ➔ 自然環境や景観に配慮した土地利用を進めていくうえで必要な対策を検討することが必要です。

【施策】を進める内容

- ① 環境保護や景観保全、土地利用規制などに関する指導力の向上

2 道路、除雪

めざす方向、姿

各道路を管理する関係機関への要請も含め、住民生活や経済活動などを支える道路の整備と、安全に利用するための維持管理に努めます。

指標

指標名	現状:2022 年度現在	中間年:2027 年度	最終年:2032 年度
道路整備計画に基づく工事着手率	0%	80%	100%
橋梁の健全度	87%	100%	100%

関連する個別計画など

- 道路整備計画（2023 年度～2032 年度）
- 除雪計画（毎年度策定）
- 橋梁長寿命化修繕計画（2023 年度～2032 年度）

取り組むこと【施策】

- (1) 国道、道道の維持管理と安全性の向上を国や北海道に要請します。
- (2) 町道の整備と維持管理、安全性の向上に努めます。
- (3) 橋梁の整備、維持管理に努めます。

(1) 国道、道道の維持管理と安全性の向上を国や北海道に要請します。

- 町内には、主な道路として、国道 278 号と道道 43 号（道道大沼公園鹿部線）が通っています。国道 278 号のうち、市街地を迂回する鹿部バイパスが平成 25（2013）年に開通し、国道 278 号の一部が道道に変更されています。
- 道道大沼公園鹿部線については、落石対策工事が完了し、大雨による事前通行規制の解除が検討されています。
 - ➡ 安心・安全な通行ができるよう、道路改良なども含め継続的な要望が必要です。
- 道道停車場線については、国道から町道出来潤北 11 号までの区間の路肩拡幅に向け、北海道で整備する予定です。
 - ➡ 道道停車場線と接続する町道出来潤北 11 号についても、道道と連続性をもった整備の検討が必要です。

【施策】を進める内容

- ① 国道の整備や改良の要請
- ② 道道の整備や改良の要請

(2) 町道の整備と維持管理、安全性の向上に努めます。

- 町道については、道路整備計画に基づき、整備を行っています。維持管理については、老朽度などにより、計画的に実施しているほか、地元建設業者及び管内で工事を行っている建設業者からの提案により、年に数件、維持ボランティアが行われています。
- 鹿部バイパスとの取付道路の整備については、高低差や財政的問題などが課題となっています。
 - ➡車両の大型化にともない、幅員不足の状況が見られるほか、町道排水側溝や歩車道縁石などの老朽化が全町的に進んでおり、全体的な更新を計画的に実施することが必要です。
 - ➡本別海岸線など一部で排水機能を強化していますが、宮浜地区の道道への雨水排水接続箇所は、豪雨のたびに溢れ出し、交通障害を引き起こしています。必要箇所の排水路は道道を横断しているため、北海道との協議が必要です。
 - ➡駒ヶ岳の噴火や津波、土砂災害などが発生した際に使用できなくなる道路を想定し、誰もが安全に避難できるように、避難路ネットワークを形成することが必要です。
- 通学路については、歩道の整備や外側線の引き直し等の安全対策を実施しています。
 - ➡依然として対策が必要な通学路があり、定期的に点検し、危険箇所を把握したうえで、安全対策を講じることが必要です。
- 町内には私道が多くあり、周辺住民が生活道路として利用しています。
 - ➡私有地を通り抜けないと自宅へ行けないため、除雪や維持管理のあり方をめぐってトラブルが発生することもあり、私道の標準化について検討を進めることが必要です。
- 冬期間は、委託により道路の除雪を実施しているほか、塩化カルシウムを散布し、凍結路面の解消に努めています。
 - ➡除雪車を操作するオペレーターの高齢化や担い手不足が懸念されるなか、除排雪体制の維持や実務担当者の育成が必要です。
 - ➡歩道除雪の効率化を図るため、ロータリー除雪機の導入など機種の見直しが必要と見られます。
 - ➡道路を改良する際、堆雪スペース等を考慮するために、用地の確保が必要です。

【施策】を進める内容

- ①道路整備計画に基づいた町道の計画的な整備
- ②町道の排水機能やアクセス機能、避難路としての機能などの向上
- ③歩行者や自転車でも安全に利用できる道の整備
- ④私道路（通路）の取り扱いの明確化、標準化
- ⑤除雪計画に基づく町道の除雪、降雪に対応した環境整備

(3) 橋梁の整備、維持管理に努めます。

- 橋梁については、橋梁長寿命化計画に基づき、計画的に修繕を行っています。
 - ➡ 老朽化が進んでいる橋梁について、計画的な修繕を行うことにより、財政負担の急増を抑制しながら、橋梁の健全度を維持していく必要があります。

【施策】を進める内容

- ① 橋梁長寿命化計画に基づく修繕の推進

3 公共交通

めざす方向、姿

今後の需要も見据え、町内移動・広域移動を支える公共交通網の確保や利便性の向上に努めます。

指標

指標名	現状:2022年度現在	中間年:2027年度	最終年:2032年度
地域公共交通の年間利用者数※	10,374人	25,540人	25,540人

※「しかバス」とデマンドバスの利用者数

関連する個別計画など

- 地域公共交通計画（2023年度策定(予定)）

取り組むこと【施策】

- （1）住民が安心して暮らせるように、生活移動を支援します。
- （2）住民や観光客が公共交通を積極的に利用するように、利便性を向上させます。

（1）住民が安心して暮らせるように、生活移動を支援します。

- 町内を運行するバス路線は、4路線6系統で構成され、うち1路線は定額で町内を循環する「しかバス」を運行しています。令和4（2022）年5月から路線バス空白地域※においてデマンドバスを運行していますがバス乗降調査結果を見ると、デマンドバスをはじめ、すべての路線で利用者数が少ない状況です。

※一定の距離に駅やバス停などが無い地域です。

- 令和3（2021）年12月より、デマンドバスを委託運営している事業者により、ハイヤー営業が行われています。
 - ➡公共交通の利用促進のため、住民の移動実態に即した運行時間の設定や、町内を網羅的に運行する公共交通網の構築など、利便性を高めることが必要です。
 - ➡住民だけでなく、観光客利用も見込んだ移動支援が必要です。

【施策】を進める内容

- ①バスの利便性の向上
- ②生活を支えるバス交通の確保

(2) 住民や観光客が公共交通を積極的に利用するように、利便性を向上させます。

- JR北海道函館本線の鹿部駅は、老朽化が進み部分修繕を重ね施設を維持しています。
 - ➔人口減少により鉄道利用者は減少していますが、本町の玄関として、鹿部駅の環境維持に努めていく必要があります。
- 新幹線の札幌駅への延伸に伴う経営分離により、並行在来線について沿線自治体による協議が行われています。
 - ➔新函館北斗駅からのバス路線との接続性を考慮した町内公共交通網の構築や周知が必要です。

【施策】を進める内容

- ①住民をはじめ、観光客にも分かりやすい公共交通マップの更新・配布
- ②利用促進に向けた学習機会、周知の推進
- ③広域交通の改善及び移動支援策の検討

4 住宅、宅地

めざす方向、姿

子どもから高齢者まで、だれもが安心して暮らすことができる、持続可能で良好な住環境の形成をめざします。

指標

指標名	現状:2022年度現在	中間年:2027年度	最終年:2032年度
町営住宅の適正維持管理戸数	8団地 239戸	8団地 223戸	8団地 223戸
空き家バンクの契約成立件数(累計)	23件	33件	43件

関連する個別計画など

- 住生活基本計画（2021年度～2030年度）
- 公営住宅等長寿命化計画（2021年度～2030年度）
- 空家等対策計画（2021年度～2025年度）

取り組むこと【施策】

- (1) 安心して住み続けられる住まいの環境づくりを進めます。
- (2) 住宅セーフティネットとしての町営住宅を整備、維持管理します。
- (3) 多様な住宅需要に対応した住まいの環境づくりを進めます。

(1) 安心して住み続けられる住まいの環境づくりを進めます。

- 高齢親族がいる世帯の多くは持ち家に住んでいます。
 - ➔高齢化に対応した住宅が今後求められることが増えるなか、住み慣れた持ち家に住み続けられるように、地震に強い住宅建設の促進に加えて、高齢化対応等のリフォームやユニバーサルデザインの推進など、子供からお年寄りまで安心して暮らせる住宅・住環境の形成が必要です。
- 老朽化した空き家の解体費用の一部を補助する制度を創設して、空き家の解体を支援しています。
 - ➔適切な管理が行われていない空き家が周辺地域の景観や治安などに影響を及ぼすこともあり、増加させないようにしていくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①リフォームに関する相談支援、リフォーム助成の検討などリフォームの促進
- ②シルバーハウジングの整備検討、子育て世帯への住宅家賃助成の検討など世代需要への対応
- ③耐震化の促進、特定空家の解消など安全なまちなみの形成

(2) 住宅セーフティネットとしての町営住宅を整備、維持管理します。

●町内には8団地40棟239戸の町営住宅があります。

➡人口及び世帯数の減少に伴い、管理戸数も減少させていくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①公営住宅等長寿命化計画に基づく老朽町営住宅の建替えや生活利便性、地域バランス等を考慮した町営住宅の整備推進、既存ストックの居住水準の向上、適正な維持管理の推進

(3) 多様な住宅需要に対応した住まいの環境づくりを進めます。

●人口減少が続き、空き家が長く放置されている状況が散見される本町において、空き家等の利用を促進するため、所有者から売買等の希望のあった空き家や空き地の情報を「空き家バンク」として町ホームページ上に掲載しています。

➡移住促進と空き家の有効活用など空き家対策を進めることが必要です。

➡本町は民間賃貸住宅の割合が非常に少ない状況であり、賃貸借家需要の受け皿が増えるよう、民間賃貸住宅の建設を促進することが必要です。

➡環境への負荷軽減や省エネルギーの推進が求められるなか、ZEBやZEH※など省エネ設計・構造の建設の促進、推進が必要です。

※ZEB（ゼブ）はNet Zero Energy Building、ZEH（ゼッチ）は、Net Zero Energy Houseの略称で、ビルや住宅など建物の省エネ設計・構造のことです。

【施策】を進める内容

- ①空き家バンクなど住宅に関する情報提供の充実
- ②民間賃貸住宅の建設促進、住宅取得に係る助成の検討
- ③自然エネルギーの活用や、北海道の気候風土に適した住宅の建設促進

5 上水道

めざす方向、姿

いつでも、安全に飲める水の供給に努めるとともに、健全で強靱な水道を引き継ぎ、持続可能な水道事業の運営に努めます。

指標

指標名	現状:2022年度現在	中間年:2027年度	最終年:2032年度
配水管の耐震化率	52.2%	60.0%	70.0%
有収率※	54.7%	60.0%	70.0%

※給水する水量と料金として収入のあった水量との比率。

関連する個別計画など

- 水道事業ビジョン（2019年度～2028年度）
- 水道事業経営戦略（2019年度～2028年度）

取り組むこと【施策】

- (1) いつでも安心して飲める水を供給します。
- (2) 災害に強い水道にします。
- (3) 健全で強固な事業経営に努めます。

(1) いつでも安心して飲める水を供給します。

- 各戸への給水は、標高の高い一部の地区ではポンプを用いて給水していますが、多くはポンプを使用しない自然流下方式を基本としています。
 - ➡耐用年数が超過している施設や管路が今後増えてくるため、順次更新していくとともに、機器についても、今後の給水状況を踏まえた更新を検討していくことが必要です。
 - ➡住宅建設状況や鹿部バイパスなど、今後の土地の利用状況を見据えながら、配水管の拡張整備を検討することが必要です。
- 本町の水源は、鹿部川の河川表流水で、鹿部町浄水場で浄水しています。鹿部川上流域は、一部民有地はあるものの、多くが水源涵養保安林※であり、北海道水資源保全条例により、適正に管理されています。
 - ※水源地域の森林で、その地域に降った雨を地中に蓄えゆっくりと川に流し川に流れる水量の変動を少なくするため「緑のダム」と言われます。
 - ➡北海道水資源保全条例に基づき、水源涵養保安林を適正に管理していくことが必要です。
 - ➡安定した水源の確保のため、予備水源や災害に対応できる新たな水源活用などの調査・検討を進めていくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①水道事業ビジョンや水道事業経営戦略に基づいた計画的な水道施設及び計装機器の整備更新
- ②水質悪化時の対策計画の策定
- ③水源地の保全、監視
- ④水安全計画の適切な更新
- ⑤簡易水道事業水質検査計画の公表
- ⑥指定給水装置工事業者に対する指導の実施
- ⑦安全に関する適切な情報公開

(2) 災害に強い水道にします。

- 近年増加の傾向にある災害時においては、広域・長期にわたる断水が発生する可能性があります。
 - ➔地震、津波、風水害や駒ヶ岳の噴火等の自然災害時においても適切な水道サービスを継続するために、施設や設備の耐震化や災害時の対策マニュアルの更新、日頃からの情報発信に努めることが必要です。

【施策】を進める内容

- ①応急給水マニュアルの策定・定期的な見直し
- ②各施設における耐震診断の実施
- ③需要者への災害対策に関する情報の周知

(3) 健全で強固な事業経営に努めます。

- 人口減少に伴う料金収入の減少、管路・施設などの老朽化による更新費の増加などが見られるなか、水道事業経営戦略を策定し、安定的な事業の継続に努めています。
 - ➔料金収益が減少していくことを考慮し、漏水を減少させ、健全な経営状況を維持していくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①水道事業ビジョンや水道事業経営戦略に基づいた漏水防止や節水の啓発、促進
- ②水道施設台帳の適切な更新
- ③水道サービス向上のための民間委託検討
- ④広域連携の推進に関する検討
- ⑤水道事業経営戦略に基づいた水道事業経営基盤の強化（収納率向上への取り組み、水道料金の見直しの検討）

6 情報通信

めざす方向、姿

急速に進むデジタル化への対応を進めるとともに、だれ一人取り残されることなく恩恵を享受できる、人に優しいデジタル化に努めます。

指標

指標名	現状:2022年度現在	中間年:2027年度	最終年:2032年度
マイナンバーカードの交付率	55.0%	80.0%	100.0%
電子申請による行政手続きの年間申請件数	0件	10件	20件

取り組むこと【施策】

- (1) デジタル化により、住民サービスの利便性を高めます。
- (2) 庁内の行政事務の効率化を支えるデジタル環境づくりを進めます。
- (3) 誰もがデジタル化の恩恵を受けることができるようにします。

(1) デジタル化により、住民サービスの利便性を高めます。

- 行政手続きの電子化を進めるために、令和元（2019）年にデジタル手続法（通称：デジタルファースト法）が施行されたことを受け、本町においても令和3（2021）年に「鹿部町デジタルファースト宣言」を行い、AI（人工知能）・ICT（情報通信技術）等の先端技術やデータ活用などデジタルの力を最大限に活かし、まちづくりや住民サービス、行政運営を進めるためにデジタルファーストで取り組んでいます。

➡住民の利便性の向上や産業振興、業務の効率化などに、デジタルを活用していくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①行政手続きのオンライン化
- ②情報システムの全体最適化
- ③マイナンバーカードの普及推進

(2) 庁内の行政事務の効率化を支えるデジタル環境づくりを進めます。

- DX（デジタル・トランスフォーメーション）の積極的な推進が求められているなか、庁内にデジタル化を推進する部署を設置し、デジタル化の推進に努めています。
- ➔デジタル化に対応した環境整備とともに、デジタル人材を確保するなど、ハード・ソフト双方の推進が必要です。

【施策】を進める内容

- ①業務の省力化、効率化を図るデジタル環境づくり
- ②デジタル環境を構築・運用する人材の育成・確保

(3) 誰もがデジタル化の恩恵を受けることができるようにします。

- 「地方創生」の取り組みを加速化・深化させるためにDX（デジタルトランスフォーメーション）の取り組みを掛け合わせることが求められています。
- ➔DXを進めるにあたっては、年齢や障がいの有無等にかかわらず、デジタル化の恩恵を広く行き渡らせていくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①デジタル環境への対応を支援する相談・学習機会の提供

IV 自然と安全を守り続けるまち

1 環境共生、自然保護

めざす方向、姿

カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、多様な主体が取り組むよう促進するとともに、本町を形成する豊かな自然をまもり、次代に継承します。

指標

指標名	現状:2022年度現在	中間年:2027年度	最終年:2032年度
二酸化炭素削減量	0%	39%	67%
公害など苦情・相談の年間対応件数	3件	3件	0件

関連する個別計画など

- 地球温暖化対策実行計画（2023年度～2030年度）

取り組むこと【施策】

- （1）環境問題への意識を高め、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを進めます。
- （2）自然を守る意識を高め、豊かな自然を守り、継承します。
- （3）関係機関と連携し、公害の発生を未然に防ぎます。

（1）環境問題への意識を高め、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを進めます。

- 国が2050年に二酸化炭素排出実質ゼロにすることに取り組んでいることを受け、本町においてもカーボンニュートラル*の実現に向けて、令和4（2022）年3月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、再生可能エネルギー導入目標を策定して脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいます。

※温室効果ガスの排出を全体で実質ゼロにすることです。

➡カーボンニュートラルの実現に向けた具体的な取り組みが必要です。

- 環境負荷軽減の取組として、公用車にハイブリッドカーを導入しているほか、道の駅に充電スタンドを設置しています。

➡エネルギー源の多様化が課題となるなか、省エネルギーや再生可能エネルギー導入に向けて取り組むことが必要です。

- 町有温泉は、ロードヒーティングをはじめ、役場庁舎、町民プール、いこいの湯、さけ・ますふ化場、渡島福祉会の施設で活用しています。

➡温泉のまちをアピールするためにも、温泉熱や地熱を多目的に活用していくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①環境問題に関する情報発信、意識啓発
- ②庁内におけるカーボンニュートラルに向けた取り組みの推進
- ③環境負荷軽減につながる活動の促進、指導の強化
- ④ローカルエネルギー※の活用、新たなエネルギー活用についての検討
※その地域の自然特性をいかしたエネルギーのことです。

(2) 自然を守る意識を高め、豊かな自然を守り、継承します。

- 駒ヶ岳の裾野に位置する本町には、山林のほか、漁場でもある海やサケが遡上する河川など豊かな自然が多く残されています。
- 鹿部公園近くの「ふるさとの森」のほか、「つながりの森」を整備し、子どもや漁協女性部等により植樹活動が行われています。
→自然を守る意識を高め、豊かな自然を継承していくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①自然保護の意識や行動につながる取り組みの推進
- ②生態系に関する調査、有害鳥獣等の駆除の推進

(3) 関係機関と連携し、公害の発生を未然に防ぎます。

- 深刻な公害は発生していませんが、排水や悪臭などの苦情が寄せられることはあります。
→意識啓発や監視により、公害を未然に防止するように努めることが必要です。

【施策】を進める内容

- ①公害防止に向けた意識づくり、監視体制の強化
- ②生活型公害への対策（ペット飼育マナーなど）

2 公園・広場、緑化

めざす方向、姿

住民の憩いの場や子育ての場、観光の場として、町内にある公園の維持管理、魅力の向上に努めるとともに、身近にある花や木を適切に育てます。

指標

指標名	現状:2022年度現在	中間年:2027年度	最終年:2032年度
鹿部公園・ひょうたん沼公園の年間利用者数	17,097人	20,000人	22,000人
緑化に関するボランティア活動実施箇所数	0か所	5か所	26か所

取り組むこと【施策】

- (1) それぞれの公園や広場の魅力を高めるとともに、子どもたちが安全に過ごせる環境整備に努めます。
- (2) 沿道の環境整備、緑化や花植えにより、うるおいあるまちづくりを進めます。

(1) それぞれの公園や広場の魅力を高めるとともに、子どもたちが安全に過ごせる環境整備に努めます。

- 町内には、しかべ間歇泉公園のほか、桜の名所でもある鹿部公園、沼越しに駒ヶ岳が望めるひょうたん沼公園、多目的グラウンドがある山村広場などがあり、住民や観光客等に親しまれています。
 - ➔各公園のコンセプトに基づきながら、維持管理を進めることが必要です。
- 子どもの遊び場については、必要に応じて遊具の更新や修繕を行っています。
 - ➔公園などで子どもが安全に遊べる場として、環境を維持していくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①鹿部公園、ひょうたん沼公園、山村広場などの維持管理、魅力を高める環境整備
- ②子どもの遊び場である公園内の遊具の維持管理、環境整備

(2) 沿道の環境整備、緑化や花植えにより、うるおいあるまちづくりを進めます。

- 公共施設の周辺や町道の沿道などに、緑化するための植樹が行われていますが、近年は十分な管理が難しいこともあり、減少傾向にあります。
 - ➔町道の周囲には雑木や雑草が生い茂っている箇所もあり、伐採・草刈等の定期的な環境整備が必要です。
- 町内で実施される緑化や花植え活動の支援を行っています。
 - ➔緑化や花植えの知識や技術を持つ方や住民の協力を得ながら、緑化や花植え活動を支援していくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①沿道樹木や花壇の維持管理
- ②緑化や花植などの活動の支援、緑化や花植えの知識や技術を持つ人材の活用

3 景観、環境美化

めざす方向、姿

町内に広がる自然豊かな景観をまもり、まちの魅力として活用するとともに、ごみが落ちていない環境づくりに努めます。

指標

指標名	現状：2022年度現在	中間年：2027年度	最終年：2032年度
美化活動の年間実施回数	30回	40回	50回

取り組むこと【施策】

- (1) 鹿部町を代表する景勝地や地域の景観を守ります。
- (2) ポイ捨てや不法投棄をなくし、環境美化に努めます。

(1) 鹿部町を代表する景勝地や地域の景観を守ります。

- 北海道景観条例により、鹿部町の主要な景観資源として駒ヶ岳を選定し、本別地区と駒見地区の2か所を「主要な展望地」に指定しているほか、景観保全や建築物、工作物の規制等を行っています。

➡内浦湾などその他の景観についても新たな景勝地として発掘し、保全、活用していくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①景勝地の保全、発掘（新たな「主要な展望地」の指定の検討）
- ②北海道景観条例に基づく景観保全、建築物や工作物の規制

(2) ポイ捨てや不法投棄をなくし、環境美化に努めます。

- 広報や防災行政無線、道路脇に設置した「ポイ捨て禁止」ののぼりなどにより、ポイ捨て禁止の啓発を行っています。

➡ポイ捨ては減少に至っておらず、環境美化の意識やモラルの向上を促進していくことが必要です。

- 町内会単位で地域の清掃が行われているほか、ボランティアによる清掃活動も行われております。

➡住民や団体等の協力を得ながら、環境美化対策を進めていくことが必要です。

- 不法投棄については、広報や防災行政無線での啓発のほか、監視員によりパトロールを実施しています。1か所に大量に不法投棄するケースは減り、全体として減少傾向にあります。

➡町内や海岸に不法投棄やごみ漂着が依然として見られる状況であり、不法投棄されやすい場所を中心に対策を進めることが必要です。

【施策】を進める内容

- ①ポイ捨てや不法投棄に対する広報啓発、監視体制の強化
- ②環境美化活動の促進
- ③不法投棄ごみ発見時の処理体制の整備
- ④不法投棄者への指導強化（罰則付き条例制定の検討）

4 排水処理、し尿処理

めざす方向、姿

生活環境の改善と、地域や身近な河川の生活環境の保全をともに進めるために、排水の適切な処理に努めます。

指標

指標名	現状:2022年度現在	中間年:2027年度	最終年:2032年度
合併浄化槽設置数	394基	420基	450基

関連する個別計画など

- 一般廃棄物処理基本計画（2017年度～2031年度）

取り組むこと【施策】

- （1）町全体の排水処理方針を決定し、整備を進めます。
- （2）家庭排水やし尿の処理が適切に行われるように促進します。

（1）町全体の排水処理方針を決定し、整備を進めます。

- 家庭排水については、浸透式の排水処理が多いため、土壌汚染や河川水汚染などが懸念されています。
→家庭排水の処理方法について、方針を定め取り組む必要があります。

【施策】を進める内容

- ①排水処理方針決定のための取組の推進

（2）家庭排水やし尿の処理が適切に行われるように促進します。

- 家庭排水やし尿の処理については、合併浄化槽の設置を推奨していますが、単独浄化槽の世帯が多い地区もあります。
→助成などにより合併浄化槽の設置を促進していくことが必要です。
- し尿については、森町にある処理施設で処理を行っています。
→現状維持に努めつつ、必要に応じて、し尿処理体制を見直すことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①合併浄化槽の設置や適切な維持管理の促進
- ②合併浄化槽の設置を促進するための支援の検討
- ③し尿の処理体制の維持

5 ごみ処理、リサイクル

めざす方向、姿

ごみの発生を抑制するとともに、排出されたごみを再使用、再生利用したうえで適正に処分することにより、環境にできるだけ負荷をかけない循環型社会の形成に努めます。

指標

指標名	現状:2022年度現在	中間年:2027年度	最終年:2032年度
1人1日平均ごみ排出量(家庭系ごみ)	678g	644g	612g
ルール違反ごみなど分別徹底に関する年間啓発回数	2回	12回	16回

関連する個別計画など

- 一般廃棄物処理基本計画（2017年度～2031年度）
- 地域循環型社会形成推進地域計画（2011年度～）

取り組むこと【施策】

- (1) ごみの分別や減量化、リサイクルに対する意識を高め、取り組みを進めます。
- (2) 利便性と業務効率をふまえたごみの収集、安全で適正に処理する施設運営や維持管理に努めます。

(1) ごみの分別や減量化、リサイクルに対する意識を高め、取り組みを進めます。

- ごみの分別については、町内会単位での説明会やガイドブックの作成、広報や防災行政無線等を通じて、周知に努めています。
➔ごみの分別、減量化を促進し、ごみの排出を抑制していくことが必要です。
- ごみの減量化については、コンポスター容器等や機械式生ごみ処理機の購入補助を行っています。
- 資源ごみは森町のリサイクルプラザで委託処理をしています。
➔生ごみだけを別途収集する仕組みの検討が必要です。

【施策】を進める内容

- ①ごみ分別や減量化に対する意識啓発、活動の促進
- ②生ごみ自家処理方法の啓発周知、コンポスター容器等や機械式生ごみ処理機の購入補助
- ③生ごみだけを別途収集する仕組みの検討
- ④リサイクルに関する情報提供、リサイクル活動の促進

(2) 利便性と業務効率をふまえたごみの収集、安全で適正に処理する施設運営や維持管理に努めます。

- 地域にごみステーションを設置する際、補助金を交付しています。
 - ➔ごみステーションの設置や維持管理を促進し、利便性や環境衛生の向上に努めることが必要です。
- 家庭系ごみの収集・運搬は、本町の委託業者が行っています。燃やせるごみは、渡島廃棄物処理広域連合の中継施設に搬入してから焼却処理施設で処理し、燃やせないごみは森町のリサイクルプラザで委託処理をしています。粗大ごみは予約制で収集し、町の最終処分場で可燃、不燃に選別して可燃性粗大ごみは中継施設に運搬、不燃性粗大は埋立処分しています。
 - ➔一般廃棄物最終処分施設は、令和 10（2028）年度で埋立終了の見込みであるため、現状把握を行い、次期処分場の整備に向けた検討を進めることが必要です。

【施策】を進める内容

- ①ごみステーションの設置支援
- ②広域連合による処理体制の維持
- ③新たな埋立地等の整備

6 防災

めざす方向、姿

暴風雨や土砂災害、地震、津波の発生や火山噴火など、鹿部町で起こり得る様々な災害や非常事態を想定し、日頃の備えと発生時の対応力の強化に努めます。

指標

指標名	現状:2022年度現在	中間年:2027年度	最終年:2032年度
自主防災組織への加入世帯率	45.7%	70.0%	100.0%

関連する個別計画など

- 地域防災計画（随時見直し）
- 北海道駒ヶ岳火山避難計画（随時見直し）
- 津波避難計画（随時見直し）
- 国民保護計画（随時見直し）
- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画（2022年度から10年間（予定））
- 津波対策緊急事業計画（随時見直し）

取り組むこと【施策】

- (1) 災害に強い山づくりや海岸や河川の浸食防止などにより、自然災害の軽減に努めます。
- (2) 災害や非常事態への備えを総合的に進めます。
- (3) 災害時に速やかに活動できるよう、知識の普及や意識づくり、日頃の備えや活動を促進します。

(1) 災害に強い山づくりや海岸や河川の浸食防止などにより、自然災害の軽減に努めます。

- 自然災害への対策として、砂防事業や河川改修などを実施しています。
 - ➔ 河川整備計画に基づきながら、準用河川及び普通河川の整備を促進していくことが必要です。
- 本別海岸の侵食が進み、宅地などに影響があるため、北海道へ整備を要望しています。
 - ➔ 鹿部漁港と離岸堤との間が相当離れているため、越波の状況を追跡調査することが必要です。

【施策】を進める内容

- ① 町が管理する市街地を流れる河川の浸食対策の推進
- ② 本別海岸浸食対策の要望

(2) 災害や非常事態への備えを総合的に進めます。

- 気象については、気象庁から情報を収集しているほか、消防署にある気象観測機器を使用しています。駒ヶ岳については、国や北海道が観測機器類を設置し、観測を行っています。
 - ➔ 必要に応じて観測機器類の更新や充足を要望し、気象観測装置の精度向上と、注意情報の早期発表に努めることが必要です。
- 地域防災計画や国民保護計画など各種計画の更新をはじめ、津波ハザードマップの改訂・全戸配布、説明動画の作成を行っています。
 - ➔ 国内で多発している雨や風による災害に加え、津波や噴火による被害も想定される本町においては、多様な災害への備えが必要です。
- 災害時の連絡体制として、防災行政無線を各戸に設置しているほか、移動系無線や衛星電話を整備しています。
 - ➔ 移動系防災行政無線のデジタル化の対応が必要です。
- 要配慮者については災害時における安全対策を行っているほか、大岩地区では津波発生時に避難するための階段を設置しています。
 - ➔ 避難行動要支援者リストの情報は、事前に支援団体等に提供できない状況であり、リストに掲載されている方に趣旨を理解してもらい、事前の情報共有ができるよう申請してもらうことが必要です。
- 日本海溝・千島海溝地震特措法の改正により、日本海溝・千島海溝周辺の高溝型地震津波避難対策の特別強化地域[※]に指定されました。
 - ※北海道から千葉県にかけての7の道県の108の市町村が指定されました。
 - ➔ 避難施設、避難場所、備蓄倉庫や避難経路など、津波避難対策を緊急に整備することが必要です。
- 防災備蓄品については、防災備蓄計画に基づき整備しており、避難者の受入れ先となる指定避難所や備蓄用倉庫に防災用豊等を備蓄しています。
 - ➔ 防災備蓄品の整備や避難ルートの確認、避難階段の維持管理などが必要です。

【施策】を進める内容

- ① 防災に関する計画やマニュアルの策定、見直し
- ② 気象に関する監視体制の強化（気象観測装置の更新、充足の要請）
- ③ 災害時の通信確保、連絡体制の強化
- ④ 避難に必要な環境誠意（避難施設の整備、防災備蓄品の整備、避難階段の維持管理など）
- ⑤ 災害時の要配慮者の避難支援体制の強化

(3) 災害時に速やかに活動できるよう、知識の普及や意識づくり、日頃の備えや活動を促進します。

- 町内会の防災部長会議の開催や防災出前講座の実施により、防災に関する知識の向上や自主防災組織の結成を促進しています。
 - ➔自主防災組織の結成率は低い状況であり、今後も促進していくことが必要です。
- 住民を対象に避難訓練を実施しているほか、幼稚園や学校教育では、駒ヶ岳噴火に関する防災教育や、噴火を想定した避難訓練を実施しています。
- 小学校及び中学校では「1日防災学校」を実施し、防災スリッパや段ボールベットなど防災グッズを実際に使用した授業を行っているほか、小学5年生では駒ヶ岳登山を実施しています。
 - ➔「1日防災学校」を実施する際には、関係機関との連携を深め、防災意識の向上により一層つながる授業を展開していくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①防災意識を高める意識啓発、情報提供
- ②定期的な避難訓練の実施
- ③地域における防災活動や防災組織の設置促進
- ④幼稚園や学校での防災教育の充実

7 消防、救急

めざす方向、姿

消防や救急の需要が増加するなか、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防・救急体制の維持、機能強化に努め、有事の際にも「誰ひとり取り残さないまち」をめざします。

指標

指標名	現状：2022年度現在	中間年：2027年度	最終年：2032年度
消防職員	24人	26人	28人
消火栓の設置数	53か所	64か所	75か所
救急救命士数	10人	11人	13人

関連する個別計画など

■南渡島消防事務組合中長期計画（2021年度～2030年度）

取り組むこと【施策】

- (1) 常備消防に必要な人員体制の維持と資質の向上、消防車両や資器材の整備に努めます。
- (2) 消防団員を確保し、非常備消防の維持に努めます。
- (3) 地域の実情をふまえ、消防水利の充実に努めます。
- (4) 火災を未然に防ぐ意識の普及や活動の促進、住宅用火災警報器の設置を促進します。
- (5) 救急、救助に必要な人員の確保や車両・資器材の整備に努めるとともに、救命技術の普及に努めます。

(1) 常備消防に必要な人員体制の維持と資質の向上、消防車両や資器材の整備に努めます。

- 町内の消防署の職員は24名で、消防車救急車等の出動体制を確保しています。
- 消防車両は更新計画に基づき、整備や更新を行っており、活動に必要な資機材も、経過年数、対応年数を考慮し計画的に更新しています。
- 消防庁舎は老朽化に加え、津波浸水区域内に位置しているため、新築移転に向けて計画を進めています。
 - ➡救急車が2台同時に出動する時は非番者を招集し、対応しているため、職員の増員を進めていくことが必要です。
 - ➡消防・救急活動に支障をきたすことがないように、消防車両や資器材を整備、更新することが必要です。

【施策】を進める内容

- ①職員の計画的な採用、職員の資質向上や健康管理
- ②消防車両や資機材の整備、維持更新
- ③消防庁舎の維持管理、移転

(2) 消防団員を確保し、非常備消防の維持に努めます。

- 消防団については、本団と4個分団で形成され、令和4（2022）年現在、女性団員を含め90名の団員がいます。
- 各分団にある消防車両や消防ホース、活動服などの安全装備品等は計画的に更新しています。
 - ➔新団員の加入が難しく、消防団員の活動を住民に発信していくとともに、機能別団員※制度の導入を進める必要があります。
 - ➔消防活動に必要な車両や備品の更新を進めていく必要があります。

※能力や事情に応じて、住宅訪問や広報活動など特定の活動にのみ参加する消防団員です。

【施策】を進める内容

- ①消防団員の確保（機能別団員の制度の導入）、教育・訓練等の実施
- ②消防資器材の整備
- ③各分団車庫の維持整備

(3) 地域の実情をふまえ、消防水利の充実に努めます。

- 消火栓や防火水槽等の消防水利については、水道管の改修などを適宜進めています。
 - ➔建築物の密集した地域では、防火水槽の確保が難しいため、消防署と協議をしながら防火水槽用地の選定や消火栓の新設を進めていく必要があります。

【施策】を進める内容

- ①防火水槽用地の確保、防火水槽の整備
- ②消火栓の設置と配水管の新設の検討

(4) 火災を未然に防ぐ意識の普及や活動の促進、住宅用火災警報器の設置を促進します。

- 住民への防火啓発活動としては広報活動や防火訪問、事業所等に対しては、防火対象物に対する立入検査や避難訓練を実施しています。
- 住宅火災警報器については、町の広報等を通じて設置を促進し、設置率の向上に努めています。
 - ➔早期に設置した警報機の交換時期を迎えることから、全戸調査による全体把握に努めるとともに、定期点検のほか、設置や交換を促進していく必要があります。
- 一般住民を対象に防火講習会を開催し、火災時の初期消火訓練指導を行っています。
 - ➔より多くの地区で防火講習会を開催できるよう促進していく必要があります。
- 小学1年生で構成される「幼年消防クラブ」では、消防車の写生会を行ったり、防災行政無線を通して火災予防を呼び掛けたりするなど、地域住民の防火意識

の向上を図っています。

➔児童数が減少するなか、幼年消防クラブ員への参加拡大等を促進していくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①家庭や事業所、町内会等への防火指導、初期消火訓練指導の実施
- ②住宅用火災警報器の追跡調査、個別指導の実施
- ③「幼年消防クラブ」の活動推進

(5) 救急、救助に必要な人員の確保や車両・資器材の整備に努めるとともに、救命技術の普及に努めます。

- 救急救命士10名により、医師の指示のもと高度な救命処置を提供できる体制を整えています。
 - ➔救急車両が2台同時に出動する際も、救急救命士が2名搭乗できる体制が必要です。
- 災害対応特殊救急車や高規格救急車を運用するとともに、消防車・救急車の更新に合わせた資器材の導入、応急処置技術の研鑽を行っています。
 - ➔救急に関する車両や資器材の維持管理や、救急・救助技術の向上に努めることが必要です。
- 救急・救命技術を普及するため、普通救命講習等の各種講習を町内事業所や一般住民を対象に広く実施しています。
 - ➔救命講習を通して、住民に救命活動を普及していくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①救急救命士の養成、採用、救急隊員資格者の確保
- ②救急・救助隊員の技術の向上（各種研修等への参加）
- ③救急車両や資器材、救助資器材の維持管理
- ④普通救命講習の開催、住民への受講の呼びかけ

8 交通安全

めざす方向、姿

交通事故による死傷事故根絶をめざし、交通安全意識を啓発するとともに、交通事故の実態に対応した安全施策を講じます。

指標

指標名	現状:2022年度現在	中間年:2027年度	最終年:2032年度
啓発イベント年間実施回数	6回	7回	8回

関連する個別計画など

- 交通安全計画（2021年度～2025年度）

取り組むこと【施策】

- (1) 交通事故を起こさない、交通事故にあわない意識と行動を促進します。
- (2) 通学路の点検や交通安全施設の整備など交通事故を未然に防ぐ環境づくりを進めます。

(1) 交通事故を起こさない、交通事故にあわない意識と行動を促進します。

- 交通安全推進委員会のもと、関係団体と連携し、交通安全に関する取り組みを行っているほか、街頭指導や旗の波運動を通してドライバーへの安全運転の呼びかけなどを実施しています。
 - ➔交通安全教育や交通安全に関する広報啓発を推進するとともに、住民がこれらの活動に積極的に関わっていくように工夫することが必要です。
- 幼稚園や高齢者を対象に交通安全教室を開催し、交通安全に対する意識の向上に努めています。
 - ➔道路交通の量的拡大や高齢者の増加をふまえ、高齢者の外出や移動をふまえた交通安全対策、高齢者が事故を起こさないようにするための対策を強化することが必要です。

【施策】を進める内容

- ①交通安全対策を推進する体制の充実、関係機関の連携強化
- ②各種啓発活動や学習会（交通安全教室）の実施

(2) 通学路の点検や交通安全施設の整備など交通事故を未然に防ぐ環境づくりを進めます。

- 小学校では、集団下校を実施しているほか、関係機関と連携し、通学路の点検などを行っています。
 - ➔高齢者や子どもにとって身近な通学路、生活道路などの安全性を高めることが必要です。

【施策】を進める内容

- ①鹿部町通学路安全推進会議の開催、通学路の合同点検の実施
- ②交通安全施設の整備、関係機関への整備要請

9 防犯、消費者保護

めざす方向、姿

住民一人一人だけでなく、地域全体における防犯意識の向上を促進し、犯罪が発生しにくい環境づくりに努めます。

指標

指標名	現状:2022年度現在	中間年:2027年度	最終年:2032年度
防犯啓発年間実施回数(防災無線、広報等)	2回	3回	4回
防犯啓発年間実施回数(イベント参加、巡回)	15回	20回	25回

取り組むこと【施策】

- (1) 特殊詐欺や悪質商法防犯にあわない意識を向上させ、被害を未然に防ぎます。
- (2) 犯罪を未然に防ぐ活動を促進し、環境づくりを進めます。

(1) 特殊詐欺や悪質商法防犯にあわない意識を向上させ、被害を未然に防ぎます。

- 消費生活に関する住民からの相談は、函館市消費生活センターで受け付けています。
- ➔特殊詐欺や悪質商法による被害者の増加が全国的に見られるなか、被害状況の把握や被害の未然防止に向けた広報啓発、情報提供などを積極的に行っていくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①消費者活動の促進、学習機会の提供
- ②函館市消費生活センターとの連携による相談支援

(2) 犯罪を未然に防ぐ活動を促進し、環境づくりを進めます。

- 犯罪や非行を防止するため、青色回転灯装着車による町内巡回、イベント時の巡回パトロールなどを行っています。
- ➔防犯協会をはじめ関係団体と連携し防犯意識をより一層高めていくことが必要です。
- ➔住民の協力を得ながら防犯活動を進めていくことが必要です。
- 町内には防犯灯(外灯)が約900基あり、地域の状況にあわせて増設や修繕を行っています。
- ➔防犯灯の修繕など適正に管理していくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①防犯意識を高める広報啓発、住民の自主的な防犯活動、消費者活動の促進
- ②犯罪や青少年の非行を防ぐ活動の推進(町内巡回など)
- ③子どもを犯罪から守る体制の強化
- ④防犯灯(外灯)の設置、維持管理

V 地域の魅力を活力にかえるまち

1 漁業

めざす方向、姿

漁場の保全や栽培漁業の推進など、次代を見据えた漁業環境づくりとともに、漁業を担う人材を育成し、持続可能な漁業の振興に努めます。

指標

指標名	現状:2022年度現在	中間年:2027年度	最終年:2032年度
生産量(水揚量)	13,074t (2021年度実績)	13,000t	13,000t
漁業協同組合員数	315人	269人	250人
生産額(水揚額)	305,708万円 (2021年度実績)	320,000万円	320,000万円

関連する個別計画など

- 産業振興促進計画(2020年度~2024年度)
- 産業連携ビジョン(2020年度~2029年度)

取り組むこと【施策】

- (1) 安定した漁獲が行えるように、持続可能な漁場の保全や漁場を支える環境整備に努めます。
- (2) 資源を守り、育てる漁業に取り組めます。
- (3) 経営の安定化や作業の効率化を図るとともに、海難や密漁をなくす取り組みを進めます。
- (4) 衛生管理型漁港として漁港を適切に維持管理し、利用します。
- (5) 次代の漁業を担う後継者の確保、育成に努めます。
- (6) 漁獲物の付加価値の向上、販路の拡大などにより、鹿部産水産物の魅力をアピールします。
- (7) 漁業系廃棄物の適切な処理と再利用の推進に努めます。

(1) 安定した漁獲が行えるように、持続可能な漁場の保全や漁場を支える環境整備に努めます。

- 漁業は本町の基幹産業で、町内漁港では、ホタテ、スケトウダラをはじめ、昆布、ナマコ、タコ、イカ、ウニ等の水揚げがあります。
 - 漁場を保全するための調査や試験への助成、ウニたも採り漁の時期の検証を行っているほか、昆布増殖場造成(投石・囲い礁)などを実施しています。
 - 海とのつながりが深い森を育てるため、漁協女性部でふるさとの森などに植林しています。
- ➡安定した漁獲が行えるような漁場の保全に努めることが必要です。

【施策】を進める内容

- ①藻場の造成（既存の囲い礁、投石場の実態調査および検証）
- ②海を育てる森づくりの推進（ふるさとの森などへの植樹、魚つき保安林の育成など）
- ③水産業関連施設の管理

（２）資源を守り、育てる漁業に取り組みます。

- 栽培漁業に関する取り組みとして、ナマコの幼生、まだら人工ふ化、マツカワ（王鰈）、アワビの放流や、昆布種苗供給への助成などを行っています。
- 放流後はモニタリングを実施し、各魚種の放流事業の必要性や事業量を精査しています。
- ナマコや昆布など各魚種種苗を町内で生産できるしくみづくりを漁業協同組合で計画し、事業を実施しています。
 - ➔種苗供給や種苗の育成により一層力を入れるために、種苗施設等の新設など、安定的に種苗を供給できる仕組みづくりを進めていくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①放流事業の実施、放流後の調査、検証
- ②昆布種苗の供給への助成
- ③養殖の定着、拡大に向けた取り組み
- ④増養殖に係る施設の整備、人員体制の充実

（３）経営の安定化や作業の効率化を図るとともに、海難や密漁をなくす取り組みを進めます。

- ホタテ養殖業での協業化・協同化を進めるため、種苗の確保及びかご洗い場施設の協同化を必要に応じて実施しています。
 - ➔すべてを協業化・協同化することが難しいものの、実情に合った協業化・協同化をめざし、生産コスト等の削減対策に努めることが必要です。
- 海難防止に向けて、鹿部救難所の運営補助、海難防止パレードへの参加、ライフジャケットの購入補助などを行っています。
 - ➔安全操業により海難事故を未然に防ぐ取り組みを促進していくことが必要です。
- 密漁防止用のカメラの導入や投光器の設置、海岸入口の施錠、パトロールの実施など密漁を防ぐ環境整備を行っているほか、密漁禁止看板等の設置、管内密漁防止対策協議会への参画、密漁防止パレード等への参加を行っています。
 - ➔密漁の撲滅をめざし、関係機関との連携強化や効果的な対策を講じていくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①漁業の経営安定に向けた支援
- ②ホタテ養殖の協業化、協同化の推進
- ③海難防止に向けた意識啓発、環境整備
- ④密漁禁止の啓発、密漁防止に向けた環境整備、漁業者や関係機関と連携した取り組みの推進

(4) 衛生管理型漁港として漁港を適切に維持管理し、利用します。

- 町内には衛生管理型漁港として鹿部漁港があり、適切な漁港整備に努めています。
 - ➔安全・安心な生産供給ができるよう、利用者の衛生管理への意識をより一層向上させるとともに、漁港を適切に整備、維持管理していくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①漁港の整備や適正管理、衛生管理型漁港としての環境整備の推進
- ②衛生管理への意識向上（セミナーの実施など）
- ③漁港内の水質調査（浚渫工事終了後）

(5) 次代の漁業を担う後継者の確保、育成に努めます。

- 漁業組合員の高齢化が進み、組合員も年々減っているなか、北海道立漁業研修所における就学助成を行っていますが、地元からの就学生は減少しています。
 - ➔新規漁業者が増加するように、後継者の育成に向けた取組を周知することが必要です。
- 漁業者に技術や知識の普及指導にあたる指導漁業士や、漁業振興の中核となり得る漁業青年を北海道が認定する青年漁業士の育成に努めています。
 - ➔資源増大、漁業経営の安定、資源管理等の施策を積極的に進め、高度で多様化する技術や知識を体得した資質の優れた地域漁業の担い手を育成することが極めて重要です。

【施策】を進める内容

- ①北海道立漁業研修所における就学助成
- ②人材育成につながる活動の促進（漁協青年部の運営支援）

(6) 漁獲物の付加価値の向上、販路の拡大などにより、鹿部産水産物の魅力をアピールします。

- 販路拡大に向けた販売戦略と品質向上を図るためのセミナーや、品質向上に向けた活〆実習などを行っています。
 - ➔近年、漁獲量の減少が続き、魚の単価が重要視されるなか、付加価値を高め、単価の向上を促進していくことが必要です。
- 鹿部で水揚げされた魚介類の一部は、道の駅や町内の商店で販売されています。
 - ➔町内で開催されるイベントと連携し、試験販売等を実施していくことなど、鹿部で水揚げされた魚介の魅力のアピールしていくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①各漁獲物の付加価値向上、ブランド化に向けた取り組みの促進
- ②直売施設やアンテナショップなどの整備、開設
- ③販路の拡大につながる取り組みの促進
- ④6次産業化への取組の促進

(7) 漁業系廃棄物の適切な処理と再利用の推進に努めます。

- ホタテの付着物や貝殻を利用して、肥料を生産・販売しているほか、ホタテウロについては、未利用資源有効利用施設を森町と共同で運営しています。
- 副産物でもあるホタテ貝殻は、土壌改良材やアスファルト舗装の混合物などの製品としてリサイクルされ、循環型社会への推進に貢献しています。
 - ➔需要と供給のバランスが近郊で図れないのが課題ですが、今後は、水産事業等へ活用ができる製品開発を進めることが必要です。
- 漁網、FRP（繊維強化プラスチック）、漁具等の漁業系廃棄物処理については、漁業協同組合で取りまとめ、業者に引き渡し処理しています。
 - ➔より適切かつ効果的に廃棄物を処理できるよう、サイクルの見直しや新しい製品の検討を実施していくことが必要です。
 - ➔廃棄物の堆積場を設けるなど、施設の老朽化や臭気等の問題を防ぐ取り組みが必要です。

【施策】を進める内容

- ①リサイクル施設の適正管理、繁忙期時に漁業系廃棄物を一時保管する堆積場の整備
- ②ホタテ付着物や貝殻など漁業系廃棄物のリサイクルの推進
- ③漁業系廃棄物リサイクル施設の建て替え移転の検討（協議会等の設立など）

2 水産加工業

めざす方向、姿

既存の水産加工企業の経営安定を促進するとともに、新たな水産加工ビジネスを興す人材の育成をはかり、鹿部の「食」関連産業をけん引する水産加工業の振興に努めます。

指標

指標名	現状:2022年度現在	中間年:2027年度	最終年:2032年度
従業員(労働者数) 事業所数	386人 11事業所	406人 11事業所	416人 12事業所
製造品出荷額	866,892千円	911,808千円	934,267千円

関連する個別計画など

- 産業振興促進計画(2020年度～2024年度)
- 産業連携ビジョン(2020年度～2029年度)

取り組むこと【施策】

- (1) 水産加工企業の安定経営を促進します。
- (2) 水産資源をいかした商品開発や販路の拡大、PRが活発に行われるように促進します。

(1) 水産加工企業の安定経営を促進します。

- 商工業における基幹業種は水産加工業で、町内には水産加工業者が12事業所あり、たらこをはじめ、ウニやホタテ、タコなどを加工しています。
 - ➡廃棄物の処理費用の高騰、施設の老朽化など、加工場をとりまく環境は厳しい状況が続いており、経営安定に向けた支援や補助制度の利活用を促す取り組みが必要です。
 - ➡加工場で働く従業員の高齢化や担い手の不足により、安定的な雇用につながらない状況が見られるなか、労働者の確保と通年雇用の実現が必要です。

【施策】を進める内容

- ①水産加工業の労働者確保に向けた支援、通年雇用の実現促進
- ②水産加工施設の整備促進(排水施設の整備促進)

(2) 水産資源をいかした商品開発や販路の拡大、PRが活発に行われるように促進します。

- 北海道工業技術センターとの共同研究により、商品開発につながる取り組みを進めています。
 - ➔地域資源や未利用資源をいかした商品開発などにも積極的に取り組んでいくことが必要です。
 - ➔多くの事業者が、グローバル化や多様化する流通環境に適応しながら自社製品を開発し、販売・PRを積極的に行えるよう支援していくことが必要です。
- 北海道をはじめ関係機関と連携し、町外での物産イベントへの出店を行っています。
- 道の駅しかべ間歇泉公園内にある店は、町の水産加工品などを見たり買ったりできるアンテナショップとなっています。
 - ➔ふるさと納税制度を活用した、特産品PRなど、地域製品を広く拡散するために、各地域でのイベント参加、販売促進を進めることが必要です。

【施策】を進める内容

- ①商品開発や販売・PRの支援
- ②地域資源や未利用資源を活用した水産加工品の開発促進
- ③町外における商品PRや販路拡大の支援（展示会や即売会の実施、既存広域ショップとの連携）

3 農林業

めざす方向、姿

現在行われている畜産業のほか、新たな取り組みにも挑戦しながら、農畜産業の振興をめざします。また、森林が持つ多面的機能が高まるよう、適切な管理に努めます。

指標

指標名	現状:2022年度現在	中間年:2027年度	最終年:2032年度
農地面積	332ha	332ha	332ha
営農体数	2件	2件	3件
人工林面積	1,657.6ha	1,667ha	1,677ha

関連する個別計画など

- 産業振興促進計画（2020年度～2024年度）
- 産業連携ビジョン（2020年度～2029年度）
- 森林整備計画（2021年度～2030年度）
- 農業振興地域整備計画（2019年度改訂）

取り組むこと【施策】

- (1) 町の特性や栽培環境をふまえ、農畜産業を推進します。
- (2) 森林経営者の経営意識を高めながら、適切で計画的な森林の管理に努めます。

(1) 町の特性や栽培環境をふまえ、農畜産業を推進します。

- 耕種農業は、平地が少ないことや駒ヶ岳の噴火により軽石が堆積し、他市町と比較し農業生産条件が不利なため、農作物の栽培は自家消費が中心で、農作物の販売はされていません。
- 畜産農業では、町内で放牧された肉用交配種が、ふるさと納税の返礼品として取り扱われています。
 - ➡町有牧場の草地改良にホタテ貝殻などの地域資源を利用することで、地域資源を循環していく農業を進めていくことが必要です。
 - ➡環境にやさしい育て方で、赤みが多く健康的である肉用交配種をブランド化させる取り組みが必要です。
 - ➡農作物の試験栽培や未活用山菜の利活用など、新たな農産業に向けた取り組みが必要です。

【施策】を進める内容

- ①草地の改良促進（肥料等による土壌改良）
- ②広域的な農業関連組織への参加
- ③新たな農畜産業に向けた取り組み（試験栽培、肉牛のブランド化、山菜の利活用など）

(2) 森林経営者の経営意識を高めながら、適切で計画的な森林の管理に努めます。

- 本町の総面積の約8割を占める森林は、国土保全、水源の涵養など多面的な機能を持ち、地域住民の生活と深く結びついています。
- カラマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積は35%を占め、6齢級(26~30年)以上の伐採齢に達しているものが多く、山林の施業計画に基づき、更新を実施しています。
 - ➔「伐って、使って、植えて、育てる」という人工林のサイクルを推進するうえで、適切な森林整備を促進していくことが必要です。
- 私有林では、施業に対する助成を行っています。
 - ➔森林所有者が共同して施業できる体制を構築することが必要です。
- 林道や作業道等の整備を計画的に進めています。
 - ➔橋梁の修繕も含め森林施業を安全かつ効率的に行える環境整備を進めていくことが必要です。
- 渡島総合振興局では道南スギの地材地消に取り組んでいます。本町でも道南スギのベンチを設置するなど道南スギの普及・利用促進を行っています。
 - ➔スギ資源の活用を促進するため、育林生産技術の普及啓蒙、利用加工技術及び流通の改善普及に努め、地場需要の拡大を図ることが必要です。
- 渡島檜山管内の民有林では、はこだて森林認証推進協議会による森林認証※(SGEC)取得に向けた活動が行われ、本町においても、町有林を含めた一般民有林において、森林認証(FM)を取得しています。
 - ※森林経営の持続性や環境への配慮等に関する基準に基づいて森林又は経営組織等を認証し、認証された森林から産出される木材や木材製品に、認証材と分かるように表示することです。消費者が選択的に購入することで持続可能な森林経営を支援する仕組みです。
 - ➔地域の森林管理レベルを向上させ、「持続可能な森林の管理・経営」の実現と、そこから産出される認証林産物の確立を図る事が必要です。
 - ➔地域材のブランド化に向けて、認証材の利活用についての取組を行っていくことが必要です。
- 森林施業を担う後継者や就業希望者は少ない状況です。
 - ➔説明会などを通して、森林施業について話をする機会をつくり、後継者の確保に努めることが必要です。
- 鳥獣被害防止計画を作成し、鳥獣被害対策実施隊により、地域住民の安全、農林水産業被害を防ぐ取組を実施しています。また、実施隊員の担い手確保に向け制度を創設しています。
 - ➔鳥獣被害防止計画に基づき取り組むとともに、担い手確保に向け継続した取組が必要で

【施策】を進める内容

- ①適切な施業の推進(間伐、皆伐、被害跡地造林箇所等の若齢林の保育など)、経営管理権集積計画の策定
- ②造林の推進

基本計画 V 地域の魅力を活力にかえるまち

- ③素材販売の推進、認証材の利活用の推進
- ④森林所有者の負担軽減に向けた支援、森林補助制度の周知
- ⑤林道の維持管理、作業道の作設
- ⑥施業実施協定の締結促進
- ⑦森林施業の合理化の推進
- ⑧林業事業体の雇用体制の改善等
- ⑨有害鳥獣対策の推進
- ⑩山火事の予防

4 商工業

めざす方向、姿

商工業者の経営力向上を促進するとともに、高齢化や後継者難で悩む事業者の課題の解決に努め、雇用の場や、住民が買物やサービスを身近で楽しめる環境の維持に努めます。

指標

指標名	現状:2022年度現在	中間年:2027年度	最終年:2032年度
事業所数	153 事業所	154 事業所	155 事業所
商工会員数	110 件	111 件	112 件

関連する個別計画など

- 産業振興促進計画（2020年度～2024年度）
- 産業連携ビジョン（2020年度～2029年度）
- 経営発達支援計画(商工会策定)（2021年度～2025年度）

取り組むこと【施策】

- (1) 商工業の経営安定を促進します。
- (2) 域内消費を促進させる商工業者の活動を促進します。

(1) 商工業の経営安定を促進します。

- 本町の商業は、食料品、日用雑貨などを中心に販売している小売業が多くを占めます。商店主の高齢化や後継者不足などを背景に、店舗数が年々減少傾向にあります。
 - ➡経営指導とともに融資制度や補助制度等が効果的に活用されるよう努めていくことが必要です。
 - ➡高齢化に伴い買物困難者が増加することが懸念されるなか、Uターン者や移住者による事業継承も含め、身近な買い物環境の維持に努めることが必要です。

【施策】を進める内容

- ①融資制度の活用による経営基盤の強化促進
- ②商工業の経営改善に向けた指導の充実
- ③商工業における担い手の育成、事業継承の支援、新規創業の支援
- ④特産品や独自の物産の販売、観光PR活動の支援

(2) 域内消費を促進させる商工業者の活動を促進します。

- 商工会では、プレミアム付商品券の発行、歳末売出、商工会まつり、たらこ祭りの開催、観光イベントでの出店・販売などを行っています。
- ➡域内での消費を促進し、域内循環を拡充していく商品・サービスの提供を促進する必要があります。

【施策】を進める内容

- ①商工業に関する情報の発信
- ②域内購買を促進する取組の支援

5 観光、交流

めざす方向、姿

観光資源をまもり、生かしながら、旅行者・観光客などの交流人口を増やし、地域活性化の好循環を生み出す観光振興に努めます。

指標

指標名	現状:2022年度現在	中間年:2027年度	最終年:2032年度
観光入込客数(年間)	424,699人 (2021年度)	470,000人	517,000人
観光体験への年間参加数	480人(見込)	800人	1,100人
年間宿泊客数	9,277人※ (2021年度)	10,000人	11,000人

※うち 5,564 人は鹿部ロイヤルホテル宿泊者。

関連する個別計画など

- 産業振興促進計画（2020年度～2024年度）
- 産業連携ビジョン（2020年度～2029年度）
- しかべ観光のグランドデザイン（2011年度策定）

取り組むこと【施策】

- (1) 自然環境を適切に保全しながら、観光資源として活用します。
- (2) 観光振興を活発に進める体制の確立や人づくりに努め、地域資源を生かした観光やおもてなしをより一層充実させます。
- (3) 観光客や来訪者に、食事や滞在を楽しんでもらえる環境づくりに努めます。

(1) 自然環境を適切に保全しながら、観光資源として活用します。

- 本町には温泉が多く、30か所以上の泉源があります。温泉掘削中に吹き上げた間歇泉は全国でも珍しい温泉で、北海道遺産に認定され、本町の観光拠点施設「道の駅しかべ間歇泉公園」として整備しています。
- 桜の名所でもある鹿部公園をはじめ、沼越しに駒ヶ岳が望めるひょうたん沼公園、三味線滝などが観光スポットとなっているほか、海岸や駒ヶ岳の風景も本町にとって欠かせない観光資源となっています。
 - ➡持続可能な観光振興をめざし、源泉の活用や、自然環境の保全に努めることが必要です。

【施策】を進める内容

- ①駒ヶ岳山麓部や海岸の保全、観光スポットとしての活用
- ②間歇泉山側町有地の活用
- ③温泉資源の保全と活用

(2) 観光振興を活発に進める体制の確立や人づくりに努め、地域資源を生かした観光やおもてなしをより一層充実させます。

- 鹿部温泉観光協会や地域おこし協力隊等と連携し観光振興に取り組んでいます。
 - ➔観光振興を担う人材の発掘や関係機関との連携を強化していくことが必要です。
- 町内で体験できる観光として、漁業関連内容を中心に、15種類の体験プログラムを用意しています。
 - ➔関係者と連携しながら、鹿部町の魅力がより一層伝わるプログラムの充実に努めることが必要です。
 - ➔観光だけでなく、研修の場としても利用してもらえるプログラムづくりも必要です。
- 町内で水揚げされる水産物や、それらの加工品が主な土産となっており、道の駅をはじめ、町内の商店や水産加工場で購入することができます。
- 道の駅では新鮮な海産物を使った料理を味わうことができるほか、飲食店でもたらこを使った料理などを提供しています。
 - ➔新鮮な海産物を使った食事ができる、土産が買える環境づくりを充実させることが必要です。
- イベントは、鹿部町の一大イベント「海と温泉の祭り」を中心に、特産品をテーマにしたイベントを開催しています。
 - ➔住民も含め、参加者に鹿部町の魅力が伝わるイベントとなるように、より充実させることが必要です。

【施策】を進める内容

- ①観光を振興する人材の育成や主体的な活動の促進、鹿部温泉観光協会の体制や機能の強化
- ②体験型観光の企画、食をはじめ鹿部町の特性をいかしたイベントの企画、開催
- ③観光客とのコミュニケーションや接遇の向上促進
- ④宿泊研修の誘致
- ⑤体験観光ができる環境の整備

(3) 観光客や来訪者に、食事や滞在を楽しんでもらえる環境づくりに努めます。

- 観光受入れ施設としては、道の駅のほかに温泉旅館などがあります。観光客など来訪者に向けて国道や道道に観光サインを設置しているほか、各観光スポットに案内板を設置しています。
 - ➔観光客や来訪者のニーズに沿ったサインや、外国人観光客にも分かりやすい案内の充実に努めることが必要です。
- 町や鹿部温泉観光協会のホームページで観光に関する情報を発信しているほか、観光情報ガイド、たらこ・グルメ・駒ヶ岳・温泉に関するマップなどを作成し、PRしています。イベント企画等の情報は、報道発表や広告、チラシ、SNSなどで発信しています。
- 町キャラクターのカールス君・いずみちゃん、たらずきんちゃんをいかした観光PR活動を行っています。
 - ➔地域の魅力をさまざまな媒体を使って発信していくことが必要です。
- 北海道観光振興機構、環駒ヶ岳広域観光協議会やA級グルメ連合と連携し、広域的な視点による観光振興に取り組んでいます。
 - ➔周辺自治体や共通テーマを持った自治体と協力し観光を振興することで、より強力に情報発信を行い、滞在・回遊を促進していくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①道の駅をはじめ観光施設の整備、維持管理
- ②観光資源としてのスポーツ施設の活用
- ③観光客に対応したJR鹿部駅周辺の整備の検討
- ④観光客のニーズに沿った観光サインや案内板・看板の設置、ユニバーサルデザインの推進
- ⑤観光に必要な交通網、交通手段の整備
- ⑥鹿部町の魅力、観光スポットの情報発信（SNS、キャラクターの活用）
- ⑦周辺自治体をはじめ広域連携による観光振興の推進

6 企業誘致、新たな産業、勤労者対策

めざす方向、姿

町内にある資源の活用や既存の産業との連携を促しながら、新たな産業や事業が増えるよう、企業誘致や起業・創業を支援します。

指標

指標名	現状:2022年度現在	中間年:2027年度	最終年:2032年度
起業・創業件数 (年間)	2件	3件	4件
雇用者数	1,824人	1,904人	1,924人

関連する個別計画など

- 産業振興促進計画（2020年度～2024年度）
- 産業連携ビジョン（2020年度～2029年度）
- 事業維持力強化支援計画（2022年度～2026年度）
- 創業支援事業計画（2018年度～2027年度）

取り組むこと【施策】

- (1) 町内にある人・コト・モノ・情報を最大限に活用し、企業誘致や起業・創業支援を進めます。
- (2) 雇用環境の改善、安定を促進するとともに、求職・求人双方へのマッチングを支援します。

(1) 町内にある人・コト・モノ・情報を最大限に活用し、企業誘致や起業・創業支援を進めます。

- 進出企業に対する優遇制度を創設し、企業誘致を促進しています。
 - ➡企業誘致を推進するには、住宅や子育て支援、福祉など従業員の生活全般に関わる施策も合わせて情報発信しながら進めていくことが必要です。
- 各機関が連携し、創業を支援できるように、ワンストップ相談窓口を設置しているほか、起業や創業に係る資金を、クラウドファンディング※を活用して調達することを支援する鹿部町起業・創業助成金を実施しています。
 - ※群衆（クラウド）と資金調達（ファンディング）という言葉を合わせた造語で、インターネット上で資金の提供を呼びかけ、趣旨に賛同した人から資金を集める方法です。
 - ➡相談内容やステージに応じた相談支援や情報提供、起業・創業を促す支援をしていくことが必要です。
 - ➡産業連携ビジョンに基づき、町内にある人・コト・モノ・情報を最大限に活用し、相乗効果の高い産業連携をめざすことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①企業誘致を推進する体制の充実、優遇制度の充実、情報発信
- ②起業・創業を希望する人たちへの相談支援、情報提供
- ③起業・創業を促し、支援する取り組みの推進

(2) 雇用環境の改善、安定を促進するとともに、求職・求人双方へのマッチングを支援します。

- 景気の低迷が続くなか、町内における雇用環境は厳しい状況が続いています。一方、求人側と求職側の需要が合わず雇用のミスマッチが生じている状況も見られます。
- 通年雇用が可能な職場が少ないため、季節労働や出稼ぎなどの労働形態も見られます。
 - ➡雇用・労働に係る課題が多様化するなか、社会保険労務士等の専門家による支援を積極的に行い、環境整備や改善に確実につなげていくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①雇用条件や就労環境など勤労者福祉に関する相談支援・指導、各種制度の周知・PR
- ②就労に必要な技術・知識・資格等の習得促進
- ③求職に関する情報収集と提供、通年雇用の促進

VI みんなで知恵と力を出し合い挑戦するまち

1 住民活動

めざす方向、姿

地域ごとの活動のほか、共通の課題やテーマでの住民活動が、より活発に行われるように促進します。

指標

指標名	現状:2022年度現在	中間年:2027年度	最終年:2032年度
町内会活動の年間実施回数（イベント、避難訓練等への参加など）	7回	10回	15回

取り組むこと【施策】

- (1) 地域ごとの活動や、地域での交流を促進します。
- (2) 住民の主体的なまちづくり活動を促進します。

(1) 地域ごとの活動や、地域での交流を促進します。

- 町内には26の町内会があります。活動の拠点施設として、中央公民館をはじめ、8つの地域会館があります。
- ➡人口の減少が進む中で、従来の町内会単位での活動が難しい状況も見られることから、町内会や地域会館の再編成を検討していくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①町内会活動、地域ごとの活動の支援
- ②単位町内会の再編（合併）の検討（町内会連合会での意見交換）
- ③中央公民館、地域会館の改修、維持管理

(2) 住民の主体的なまちづくり活動を促進します。

- まちづくり団体に対する支援体制が整っていないこともあり、住民が主体的にまちづくり活動を行う状況が見られにくい状況にあります。
 - ➡まちづくり活動がしやすい環境づくりや、人材の育成が必要です。
- 平成 28（2016）年度から令和 4（2022）年度までに 12 名の地域おこし隊員[※]を受入れ、食と観光や町の情報発信、移住対策、福祉、教育関係の支援などの各種地域活動に従事し、任期を終了した隊員の半数以上が定住しています。
 - ※都市から地方に移住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る人たちです。平成 21（2009）年から全国で取り組まれています。
 - ➡地域おこし協力隊がより円滑に活動できるように、受入、サポート体制の強化が必要です。
 - ➡任期終了後、引き続き定住できるように、支援を強化することが必要です。
- 地域おこし協力隊の活動について、十分に住民に周知、理解されていない状況がみられます。
 - ➡地域おこし協力隊の活動に対して町民等が理解及び協力が得られるよう積極的な情報発信が必要です。

【施策】を進める内容

- ①まちづくり活動の支援、人材の確保
- ②地域おこし協力隊への支援体制の強化
- ③地域おこし協力隊の活動情報の発信強化

2 町のPRや移住促進

めざす方向、姿

鹿部町の魅力や特性を積極的に発信することで、町への愛着や関心を高め、移住や定住、地域の活性化につなげていきます。

指標

指標名	現状:2022年度現在	中間年:2027年度	最終年:2032年度
「ちょっと暮らし」 受入件数(累計)	10人	34人	39人
町ホームページの年 間閲覧数	352,900件	361,811件	370,947件

関連する個別計画など

- 移住定住促進計画(2023年度策定(予定))

取り組むこと【施策】

- (1) 鹿部町の魅力を町内外の人に伝えます。
- (2) 鹿部町での暮らしに関心を持ってもらい、移住につなげます。

(1) 鹿部町の魅力を町内外の人に伝えます。

- 情報を発信する手段やスタイルが多様化するなか、地域の魅力を国内外に発信し、地域の活性化につなげようとしている自治体が増えています。本町においても、観光情報の発信のほか、ふるさと納税などを通じて鹿部町の魅力が多くの人に伝わるように努めています。
- 鹿部町のキャラクターであるカールス君・いずみちゃん・たらずきんちゃんを地域の行事や町外でのPR時に活用しています。
 - ➔鹿部町の情報発信やプロモーションを推進し、町内外の人に町の魅力を伝えていくことが必要です。
 - ➔町内で地域の魅力が共有されるように、住民にも積極的に情報発信するほか、情報発信者となってくれる人を増やしていくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①鹿部町に関する情報の発信、プロモーションの推進
- ②情報発信やプロモーションを進める体制の拡充

(2) 鹿部町での暮らしに関心を持ってもらい、移住につなげます。

- 本町には民間企業が開発したリゾート地があり、多くの移住者が住んでいます。リゾート開発を行った民間企業と地域づくり・まちづくりの推進に関する協定を締結し、官民協働により、移住定住を促進しています。
- 平成 27（2015）年度から本町への移住を検討する方に、暮らし体験に係る滞在費の一部を助成する「ちょっと暮らし事業」を実施しています。
 - ➔ちょっと暮らし事業や移住相談など、移住の実現につなげる受け入れ体制の強化を図ることが必要です。
- 町の不動産情報は、「空き家バンク」を通じて空き家や空き地の情報を紹介しています。その他の方法としては、町外の不動産会社で空き家の情報を確認する状況ですが、町内には、空き家や民間賃貸住宅が少なく、紹介できる物件が少ない状況です。
 - ➔移住や定住を促進するうえで空き家等が活用されるように補助金等の制度を創設していくことが必要です。
 - ➔民間賃貸住宅を誘致するための補助金制度や、町内に住宅を建てやすくする住環境の整備などで、移住や定住を促進していくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①移住に関する相談体制の充実、移住が体験できる場の充実
- ②空き家や空き地の活用促進（情報提供など）
- ③民間賃貸住宅や戸建て住宅の建設促進の支援の検討

3 男女共同参画

めざす方向、姿

多様な価値観を認めあいながら、男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍でき、夢や希望を実現できる社会をめざします。

指標

指標名	現状:2022年度現在	中間年:2027年度	最終年:2032年度
審議会等の委員に占める女性の割合	11%	25%	40%
DV相談窓口の年間周知等回数	0回	2回	4回

取り組むこと【施策】

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けた男女双方の意識改革、理解の促進を進めます。
- (2) 男女がともに政策や方針を決定できる環境づくりを進めます。
- (3) 男女がともに家庭や地域で活躍できる環境づくりを進めます。
- (4) 男女間の暴力の根絶と発生時の迅速で的確な対応に努めます。

(1) 男女共同参画社会の実現に向けた男女双方の意識改革、理解の促進を進めます。

●共働き世帯や単独世帯の増加など家族の多様化が進む一方で、男女間の賃金格差や家事や働き方への意識、さまざまな政策や制度等が昭和のままである状況が多く見られます。

➡人生 100 年時代を迎え、家族が多様化する今日、男女共同参画を進めるにあたっては、誰ひとり取り残さない社会の実現をめざし、幅広い分野で制度・政策を点検し、見直していくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①男女共同参画に関する広報・啓発、学習機会の提供

(2) 男女がともに政策や方針を決定できる環境づくりを進めます。

●国や北海道では、審議会等における女性の登用率を 40%以上 60%以下にすることをめざしており、本町でも審議会などへの女性の登用に努めていますが、登用率は低い状況です。

➡男性・女性に偏らない登用をより一層促進していくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①各種委員会や審議会などへの女性の登用促進
- ②災害時など非常時の対策における男女共同参画の推進

(3) 男女がともに家庭や地域で活躍できる環境づくりを進めます。

- 男女とも働き方が多様化する一方で、家事・育児・介護の負担が偏ったり、仕事での働き過ぎが見られたりします。
- ➔家事・育児・介護と仕事のより良いバランスや分担を考え、見直していくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①雇用等における男女共同参画の推進
- ②仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及につながる広報、情報提供

(4) 男女間の暴力の根絶と発生時の迅速で的確な対応に努めます。

- 男女間の暴力を防止するため、広報やパンフレットなどを通じて、防止に向けた啓発やシェルター施設（加害者から隔離し保護するための施設）の情報提供などを行っています。
- ➔男女間の暴力を防止するための啓発や公的支援に関する情報提供に努めることが必要です。

【施策】を進める内容

- ①暴力の早期発見と対応（相談窓口の周知、関係機関との連携）

4 広報、広聴、住民参加

めざす方向、姿

効果的な情報伝達手段を選択しながら、町の情報を、迅速かつわかりやすく伝えるとともに、住民参加や広聴の機会を大切に、住民の声をできるだけ広く、多く集めます。

指標

指標名	現状:2022年度現在	中間年:2027年度	最終年:2032年度
町からの情報提供の満足度	46.9%	56.3%	67.8%

取り組むこと【施策】

- (1) 広報誌やホームページ、SNSなどを通して、町の情報を住民に伝えます。
- (2) より効果的な防災行政無線の放送方法や内容に努めます。
- (3) 多くの住民からまちづくりに対する声を聞くことができる機会の充実に努めます。
- (4) 情報公開を適切に行い、透明性のある町政運営に努めます。

(1) 広報誌やホームページ、SNSなどを通して、町の情報を住民に伝えます。

- 毎月1回「広報しかべ」を発行し、身近な話題や伝えるべき情報の提供に努めているほか、議会で「議会だより」を年4回発行しています。
 - ➡若い世代にもっと読んでもらえるような記事づくりや、高齢者にも読みやすい文字の大きさなど、だれもが親しみを感じられる広報誌づくりが必要です。
- ホームページについては、情報更新できる体制構築し、住民や町外者にリアルタイムでの情報提供に努めているほか、YouTubeを使った情報発信も行っています。
 - ➡ホームページやSNS、動画など、インターネット上での広報をより一層進めていくとともに、インターネットを利用しない人たちにも情報が届くように努めていくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①取材や発信体制の充実（部署に捕らわれない取材、情報発信）
- ②広報内容の充実、伝達手段の多様化、リアルタイムな更新
- ③ユニバーサルデザインを踏まえた文字の大きさや書体、配色、表現などの改善

(2) より効果的な防災行政無線の放送方法や内容に努めます。

●防災行政無線は、行政無線のほか、役場・消防からの緊急放送、漁業協同組合から漁家への放送など、多様な放送に利用されています。

➔放送内容を、メールやSNSからも確認できるようにするなど利便性を高めていくことが必要です。

【施策】を進める内容

①防災行政無線放送の有効活用、メールやSNSとの連携

(3) 多くの住民からまちづくりに対する声を聞くことができる機会の充実に努めます。

●毎年、町内の各地域で対話ミーティングを開催し、年度ごとの事業概要の説明と、町政全体についての意見や要望などを頂いています。

➔対話ミーティングの参加者は減少傾向にあり、別の形でも広聴方法を検討することが必要です。

【施策】を進める内容

①対話ミーティングや各種団体の会合や会議の場を通じた広聴機会の充実

②各種計画策定時の住民参加の促進

③紙面やインターネットを通じた公聴機会の充実

(4) 情報公開を適切に行い、透明性のある町政運営に努めます。

●情報公開については、情報公開条例に基づいて行い、広報で開示請求数を年次報告しています。

➔年次報告から月次報告にすることや、開示請求受付の周知を検討することが必要です。

【施策】を進める内容

①情報公開条例に基づいた情報公開の推進

5 行政運営

めざす方向、姿

行政に求められることが多様化、複雑化する中で、個々の職員が持てる能力を発揮し、協力しあえる組織づくりに努めます。また、デジタル化や改善につながる事業運営により、住民や職員の利便性や負担軽減に努めます。

指標

指標名	現状:2022年度現在	中間年:2027年度	最終年:2032年度
定員管理計画に基づく職員数	78人	84人	82人

関連する個別計画など

■定員管理計画（2020年度～2024年度）

取り組むこと【施策】

- (1) 限られた人員で効率的かつ効果的に機能する組織づくりに努めます。
- (2) 事業の管理運営と評価に基づいた改善を効率的に行います。
- (3) 手続きの簡素化、迅速で丁寧な窓口対応など窓口サービスの向上に努めます。

(1) 限られた人員で効率的かつ効果的に機能する組織づくりに努めます。

- 定員管理計画に基づき、職員定数の適正化に努めています。
 - ➔多様化・複雑化する地域課題へのきめ細かな対応が求められるなか、業務の効率化を図りつつ、業務量に応じた人員配置に努めることが必要です。
- 職員が安全で健康に働ける職場環境づくりに努めています。
 - ➔近年増加傾向にあるメンタルヘルス不調への対応や休職者の職場復帰のための支援等が必要です。
- 渡島町村会等の研修会のほか、町独自に講師を招聘し、各種研修会を実施しています。
 - ➔デジタル化によりリモートでの研修も増えるなか、より多様な研修メニューを取り入れていくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①職員定員の適正化、行政組織や事務事業の適宜見直し
- ②民間委託あるいは指定管理者制度による施設管理等の推進
- ③人事評価制度の適正な運用、メンタルヘルス対策の推進
- ④住民のニーズの多様化・高度化に対応できる能力の向上（研修参加、派遣）

(2) 事業の管理運営と評価に基づいた改善を効率的に行います。

- 各種事業は、業務マネジメントシステムを導入し、管理運営を行っています。
 - ➔業務マネジメントシステムと、財務会計システム、事業評価の3つが効率的かつ効果的に行えるしくみづくりが必要です。

【施策】を進める内容

- ①業務管理、財務管理、行政評価に関するシステムの運用、効率化の推進

(3) 手続きの簡素化、迅速で丁寧な窓口対応など窓口サービスの向上に努めます。

- 手続きの簡素化に努める一方、全職員対象の接遇研修を実施するなど窓口サービスの向上に努めています。
- 令和3（2021）年に役場新庁舎が新築移転し、1階に多目的スペース、3階に駒ヶ岳と海を眺めることができる展望ラウンジを設けるなど、より親しまれる庁舎づくりに努めています。
 - ➔迅速で丁寧な窓口サービスの充実に努めるとともに、デジタル化などにより行政手続きの簡素化を更に進め、住民の利便性や負担軽減に努めていくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①事務手続きの簡素化、利便性の向上（デジタル化などの推進）
- ②窓口サービスにおける接遇能力の向上
- ③庁舎における住民の利便性の向上、親しみやすい役場づくりの推進

6 財政運営

めざす方向、姿

厳しい社会経済状況においても、必要な施策・事業の着実な推進と、持続可能な行財政基盤の構築が両立できるよう、財政の健全化に努めます。

指標

指標名	現状:2022年度現在	中間年:2027年度	最終年:2032年度
ふるさと寄附金額 (年間)	8億円	9億円	10億円

関連する個別計画など

- 公共施設等総合管理計画（2017年度～2032年度）
- 個別施設計画（2021年度～2032年度）

取り組むこと【施策】

- (1) 長期的な視点もふまえ、計画的で効率的な財政運営に努めます。
- (2) 公平な課税、徴収を行うとともに、自主財源の確保に努めます。

(1) 長期的な視点もふまえ、計画的で効率的な財政運営に努めます。

- 長期財政計画に基づき、将来における財政負担の見通しをたて、事業の厳選、優先順位の精査、財源の確保に努めています。
 - ➔ 長期財政計画を随時更新し、将来における財政負担の見通しをたてながら、持続可能な財政運営を行うことが必要です。
- 財政負担が大きい公共施設については、施設ごとに維持管理や修繕、更新などに関する計画を策定し、その計画に基づきながら管理しています。
 - ➔ 長期的な視点では、厳しい財政状況や人口減少などをふまえ、公共施設等を更新・統廃合・長寿命化などを進めることが必要です。

【施策】を進める内容

- ① 長期財政計画に基づく、計画的な財政運営
- ② 地方公会計制度に基づく財務書類の作成、「見える化」の推進
- ③ 公共施設等総合管理計画、個別施設計画、学校施設等長寿命化計画などに基づく公共施設の状況把握、更新・統廃合・長寿命化の推進
- ④ 経費の削減や経常経費の見直し

(2) 公平な課税、徴収を行うとともに、自主財源の確保に努めます。

- 毎年度、滞納整理事務基本方針事務処理要領（年間計画）を定め、滞納処理の効率化に努めています。基本的には呼出型に移行していますが、高齢者等の交通弱者については、臨戸徴収を行っています。
 - ➔ 滞納者の現状把握（預金及び財産調査）や納税の履行監視を効率化を行うため、滞納管理システムを導入することが必要です。
 - ➔ 住民が納税しやすいよう利便性を高めていくとともに、悪質・高額滞納者に対しては、渡島・桧山地方税滞納整理機構で対応していますが、解散を検討しており、今後、滞納整理事務に特化した職員の育成が必要です。
- 町外の方々及び企業にふるさと納税、企業版ふるさと納税を呼びかけ、寄附金を有効に活用したまちづくりを進めています。また、円滑に事業を推進するため、ふるさと納税基金を設置し、寄附金のうち一部を積み立て、次年度以降の事業に活用しています。
 - ➔ 納付された寄附金が、地域活性化につながるよう、国の指針等を踏まえつつ、道内外におけるPRのほか、事務の効率化や経費の見直しを図り、寄附件数の増加による自主財源の確保につなげていくことが必要です。
- 町の広報誌やホームページへの広告を民間事業者等から募集しています。
 - ➔ 広告募集以外の財源確保に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ① 納税者の利便性向上や収納業務の効率化につながる収納方法の拡充
- ② 滞納、差押状況の把握、鹿部町としての組織的な滞納整理、徴収
- ③ 渡島総合振興局など関係機関との連携強化との連携強化
- ④ ふるさと納税の推進
- ⑤ 町広報誌、町ホームページへの広告募集など税収以外の財源確保、新たな取り組みの推進

7 広域行政

めざす方向、姿

複数の自治体等が協力して実施することで、より効率的で質の高い事業実施が可能な分野については連携を深め、多様化・高度化する行政課題に対応します。

取り組むこと【施策】

- (1) 関連機関と連携し、現在進めている広域業務を円滑に進めます。
- (2) 共通の課題や目的を持った自治体との連携を深め、広域的な取り組みを進めます。

(1) 関連機関と連携し、現在進めている広域業務を円滑に進めます。

- 消防業務は北斗市、七飯町、鹿部町で構成される南渡島消防事務組合を、滞納への対応については函館市を除く1市9町、檜山管内7町で構成される渡島・檜山地方税滞納整理機構をそれぞれ設置し、一部事務組合として、広域で業務を行っています。
- 渡島管内の市町で、渡島廃棄物処理広域連合、北海道後期高齢者医療広域連合、茅部地区介護認定審査会を設置し、広域連合による業務運営を行っています。
➔ 運営や継続について課題がある状況も見られますが、今後も連携を深め、効率的な業務の推進に努める必要があります。

【施策】を進める内容

- ① 渡島広域市町村圏での広域事業の推進
- ② 一部事務組合での広域事業の推進
- ③ 広域連合での広域事業の推進
- ④ 広域行政に関する知識の習得、人材育成

(2) 共通の課題や目的を持った自治体との連携を深め、広域的な取り組みを進めます。

- 函館市、北斗市、渡島管内9町、檜山管内7町で構成される南北海道市町村連絡協議会では、定住自立圏構想について協議を行っています。
- 駒ヶ岳を取り囲む自治体とは、観光や防災の分野で広域的に取り組んでいるほか、災害時の支援や移住促進などで民間事業者と協定を結んでいます。
- 地域の食を通じて地域の誇りを掘り起こす「A級グルメ」構想に取り組む「にっぽんA級（永久）グルメのまち連合」に参画し、所属自治体とともに取り組んでいます。
- 北海道新幹線の札幌延伸に伴いJR北海道から経営分離されるJR函館本線について、平成24（2012）年から沿線15市町で対策協議会を設置し、地域交通の確保に関する協議を行っています。
 - ➔多くの自治体で、まちづくりを支える人員が減少傾向にあるなか、広域で進めることで効率や効果が高まることについては、検討や取り組みを進めていくことが必要です。

【施策】を進める内容

- ①共通の課題やテーマを持った自治体との広域的な協議、取り組みの推進

資料2

前回の審議会でお渡しした案から、変更になった部分については、次のとおりです。

※頁は、今回お送りした資料のページです。資料では、変更箇所に下線を引いています。ページ全体の変更の場合は \square に説明をしています。

頁※	修正前	修正後
7	令和4(2022)年の出生数は80万人を <u>割る見通し</u> で、国の想定よりも減少ペースが加速しています。	令和4(2022)年の出生数は80万人を <u>割り</u> 、国の想定よりも減少ペースが加速しています。
9	(用語の解説) ※A級グルメ: <u>地域の食を通じて地域の誇りを掘り起こそう</u> という考えのことで、現在、鹿部町を含め国内4町が「 <u>につぼんA級グルメのまち連合</u> 」を設立し、取り組みを進めています。鹿部町では、観光にとどまらず、人材育成や教育、福祉などの分野でも、鹿部ならではの食や体験を生かした取り組みを進めていくこととしています。	※A級グルメ: <u>本当に美味しいものは地域にあって、その美味しさを本当に知っているのは地域に暮らす人々で、彼らが誇りをもってつくる食はA級と呼ぶべきで、それは永久に残していくべきで、地域ならではの食を守り、それを通して地域に人を呼び込み、地域の誇りにつなげるまちづくりの取り組みです。</u>
16・17	計画の体系については、 <u>見開き2ページ</u> に改め、基本目標(I~VI)ごとに、 <u>関わりの深いSDGsのゴールのマーク</u> を示しました。	
18	<u>SDGsの17のゴールについての説明</u> を加えました。	
21	重点施策のうち、「 <u>デジタルファースト宣言の推進</u> 」と「 <u>A級(永久)グルメの構想の推進</u> 」について、「デジタルファースト宣言の推進」は、デジタル化に移住定住対策も加えた内容とし、タイトルを「 <u>人口減少対策の推進</u> 」としました。「A級(永久)グルメの構想の推進」は、『A級グルメの構想』に、『産業連携ビジョン』を推進していく内容も加え、「 <u>地域循環型経済の構築</u> 」としました。あわせて、内容も全体的に追加、修正を行いました。	
—	基本計画の項目番号については、全体を通して <u>1~40</u> までとしていたものを、6つの基本目標(I~VI)ごとの番号に変更しました。	
27	(1)スポーツを「 <u>しる</u> 」「 <u>みる</u> 」「 <u>する</u> 」機会を提供します。	(1)スポーツを「 <u>する</u> 」「 <u>みる</u> 」「 <u>しる</u> 」機会を提供します。
51	タイトル「 <u>国民健康保険、国民年金</u> 」	タイトル「 <u>社会保障</u> 」

頁※	修正前	修正後																				
55	■除雪計画(毎年度 更新)	■除雪計画(毎年度 策定)																				
55	■橋梁長寿命化修繕計画(2013 年度～ 2022 年度)	■橋梁長寿命化修繕計画(2023 年度～ 2032 年度)																				
64	「電子申請による行政手続きの年間申請件数」の指標 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>現状:2022年度現在</td> <td>→</td> <td>中間年:2027年度</td> <td>→</td> <td>最終年:2032年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.0%</td> <td></td> <td style="text-align: center;">10.0%</td> <td></td> <td style="text-align: center;">20.0%</td> </tr> </table>	現状:2022年度現在	→	中間年:2027年度	→	最終年:2032年度	0.0%		10.0%		20.0%	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>現状:2022年度現在</td> <td>→</td> <td>中間年:2027年度</td> <td>→</td> <td>最終年:2032年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0件</td> <td></td> <td style="text-align: center;">10件</td> <td></td> <td style="text-align: center;">20件</td> </tr> </table>	現状:2022年度現在	→	中間年:2027年度	→	最終年:2032年度	0件		10件		20件
現状:2022年度現在	→	中間年:2027年度	→	最終年:2032年度																		
0.0%		10.0%		20.0%																		
現状:2022年度現在	→	中間年:2027年度	→	最終年:2032年度																		
0件		10件		20件																		
66	「二酸化炭素削減量」の指標 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>中間年:2027年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0%</td> </tr> </table>	中間年:2027年度	0%	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>中間年:2027年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">39%</td> </tr> </table>	中間年:2027年度	39%																
中間年:2027年度																						
0%																						
中間年:2027年度																						
39%																						
68	「景観、環境美化」にあった指標「鹿部公園・ひょうたん沼公園の年間利用者数」を、「公園・広場、緑化」に移動。																					
73	普通河川	準用河川及び普通河川																				
94	●北海道観光振興機構、環駒ヶ岳広域観光協議会やA級グルメ連合と連携し、広域的な視点による観光振興に取り組んでいます。	●北海道観光振興機構、環駒ヶ岳広域観光協議会 やA級グルメ連合 と連携し、広域的な視点による観光振興に取り組んでいます。																				
110	●地域の食を通じて地域の誇りを掘り起こす「A級グルメ」構想に取り組む「にっぽんA級(永久)グルメのまち連合」に参画し、所属自治体とともに取り組んでいます。	削除																				

令和5年3月16日

鹿部町長 盛田昌彦様

鹿部町総合計画策定審議会
会長 吉 康 郎

第6次鹿部町総合計画策定について(答申)(案)

令和4年4月26日付けで諮問された第6次鹿部町総合計画(基本構想、基本計画)について、本審議会において慎重に審議した結果、適当であると認められるので、下記のとおり意見を添えて答申します。

なお、鹿部町のめざすまちの姿として掲げた「きらめく海・駒ヶ岳^{やま} うるおいの湯郷^{さと}」、まちづくりテーマ「笑顔あふれ光り輝くまちづくり」の実現に向けて最善を尽くされるよう要望します。

記

1. 総合計画に掲げられた目標や各施策について、住民ニーズや優先度等を十分に勘案して年度ごとに実施計画を策定し、検証と改善を行い効率的かつ効果的に着実な推進に努められたい。
2. まちづくり住民アンケートでの満足度や重要度など、住民の視点を十分に意識し、各施策を積極的に実施するとともに、広く住民に理解してもらうため、更なる情報の提供に努め、住民に分かりやすい進捗管理に努められたい。
3. 総合計画に掲げるまちづくりの方向性などを多くの住民と共有するため、計画書の編集や周知にあたり、読み手に分かりやすくなるよう留意しながら、住民が基本構想、基本計画の理念や内容を理解し、まちづくりへの協力と参画を得やすいものになるよう努められたい。

追加修正

頁	修正前	修正後
9	<p>※A級グルメ：本当に美味しいものは地域にあって、その美味しさを本当に知っているのは地域に暮らす人々で、彼らが誇りをもってつくる食はA級と呼ぶ<u>べきで</u>、それは永久に残していく<u>べきで</u>、地域ならではの食を守り、それを通して地域に人を呼び込み、地域の誇りにつなげるまちづくりの取り組みです。</p>	<p>※A級グルメ：『本当に美味しいものは地域にあって、その美味しさを本当に知っているのは地域に暮らす人々で、彼らが誇りをもってつくる食はA級と呼ぶ<u>べきであり</u>、それは永久に残していく<u>べきである。</u>』という<u>理念のもと</u>、地域ならではの食を守り、それを通して地域に人を呼び込み、地域の誇りにつなげるまちづくりの取り組みです。</p>
77	<p>●小学1年生で構成される「幼年消防クラブ」では、消防車の写生会を行ったり、<u>防災行政無線を通して</u>火災予防を呼び掛けたりするなど、地域住民の防火意識の向上を図っています。</p>	<p>●小学1年生で構成される「幼年消防クラブ」では、消防車の写生会を行ったり、<u>防災行政無線などを通して</u>火災予防を呼び掛けたりするなど、地域住民の防火意識の向上を図っています。</p>

第6次鹿部町総合計画策定進捗状況

令和3年度

日 程	経 緯
9月22日	指名選考委員会（発注方法並びにプロポーザル参加業者選考）
10月20日	プロポーザル審査委員会（採点方法の決定）
11月2日	総合計画策定委託業務プロポーザル実施
11月5日	プロポーザル策定・選定委員会開催（業者の選定）
11月16日	総合計画見積合せ（業者決定）
1月1日	策定審議会公募委員の募集開始（～1/14）
1月7日	町民アンケート発送
1月1日～14日	策定審議会公募委員の募集締切日
1月14日	中学生アンケート依頼
1月31日	中学生アンケート締切日
2月4日	町民アンケート回収締切日
2月22日	職員提言シート配付
3月2日	第5次総合計画の検証調査開始
3月16日	職員提言シート回答期限
3月18日	第5次総合計画の検証調査締切日

令和4年度

日 程	経 緯
4月14日	トップインタビュー（町長、副町長、教育長）
4月14日	鹿部町総合計画策定委員会(第1回)
4月26日	鹿部町総合計画策定審議会（第1回、諮問）
5月16日～31日	町内団体へまちづくりに関する意見照会
5月23日	鹿部町総合計画策定委員会(第2回)
6月23日	鹿部町総合計画策定委員会(第3回)
6月23日	ワークショップ
7月21日	鹿部町総合計画策定審議会(第2回)
8月26日	鹿部町総合計画策定委員会(第4回)
9月16日	鹿部町総合計画策定審議会(第3回)
11月30日	鹿部町総合計画策定委員会(第5回)
12月13日	鹿部町総合計画策定審議会(第4回)
1月27日	鹿部町総合計画策定委員会(第6回)
2月10日	鹿部町総合計画策定審議会(第5回)
2月11日～24日	パブリックコメント
3月9日	鹿部町議会（議員全員協議会）において進捗状況を報告
3月14日	鹿部町総合計画策定委員会(第7回)
3月16日	鹿部町総合計画策定審議会(第6回)
3月16日	鹿部町総合計画策定審議会(答申)
3月30日	鹿部町議会臨時会において「第6次総合計画基本構想」について議決予定